



稲城市告示第22号

令和5年第1回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和5年2月20日

稲城市長 高橋 勝



記

1 期日 令和5年2月27日

2 場所 稲城市議会議場

## 令和5年第1回稲城市議会定例会 議案目録

### <条 例>

- 第 1号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2号議案 稲城市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 3号議案 稲城市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第 4号議案 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 5号議案 稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

### <補正予算>

- 第 6号議案 令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号）
- 第 7号議案 令和4年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 8号議案 令和4年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9号議案 令和4年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

### <当初予算>

- 第10号議案 令和5年度東京都稲城市一般会計予算
- 第11号議案 令和5年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算
- 第12号議案 令和5年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算
- 第13号議案 令和5年度東京都稲城市介護保険特別会計予算
- 第14号議案 令和5年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算

## 第1号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

通勤手当の支給上限額を規定するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「相当する額」の次に「（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額をその者の支給単位期間の月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額」を加え、同項第3号中「定める額」の次に「（その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額）」を加える。

### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案概要説明書

議案番号	第1号	担当課	総務部人事課
件名	稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
<b>【概要】</b> <p>本案は、通勤手当の支給上限額を規定するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を改正するものです。</p> <b>【改正内容】</b> <p>○ 第8条（通勤手当） 通勤手当の支給上限額を月額55,000円とする旨を規定します。</p> <b>【施行期日】</b> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行します。</p>			

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(通勤手当)</p> <p>第8条 …… (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 <u>(以下「運賃等相当額」という。)</u>。ただし、<u>運賃等相当額をその者の支給単位期間の月数(以下「支給月数」という。)</u>で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額</p> <p>(2) …… (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 <u>(その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額)</u>、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</p> <p>3～6 …… (略)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第8条 …… (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額</p> <p>(2) …… (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</p> <p>3～6 …… (略)</p>

## 第 2 号議案

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3及び第5条の4の規定によるマンションの管理計画認定制度を開始するため、稲城市手数料条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 稲城市手数料条例の一部を改正する条例

稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

36 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の4の規定による管理計画の認定又は第5条の6第1項の規定による管理計画の認定の更新の申請に対する審査	1件につき 4,100円（認定し、又は認定を更新する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額）
37 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第2項において準用する同法第5条の4各号に規定する基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,800円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額） (2) 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項 4,000円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額）

- (3) 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項 4,600円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,600円に1を超える長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額）
- (4) 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項 9,800円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、9,800円に1を超える長期修繕計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額）
- (5) 変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2第2項第4号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針の基準に係る事項 2,900円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、2,900円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額）
- (6) (1)から(5)まで以外の事項 2,000円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、2,000円に1を超える長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額）

#### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案概要説明書

議案番号	第2号	担当課	都市建設部まちづくり再生課
件名	稲城市手数料条例の一部を改正する条例		

### 【概要】

本案は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3及び第5条の4の規定によるマンションの管理計画認定制度を開始するため、稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を改正するものです。

### 【改正内容】

○ 別表（第2条関係）

マンションの管理計画の認定等の申請に対する審査に係る手数料を次のとおり規定します。

項目		手数料の額 (1件当たり)	加算額	備考
認定又は認定の更新		4,100円	1,800円	加算額は、マンションの棟が複数あり、長期修繕計画が複数ある場合に、2棟目以降1棟ごとに加算する。
変更の 認定	管理組合の運営	4,800円	2,600円	
	管理規約	4,000円	2,600円	
	管理組合の経理	4,600円	2,800円	
	長期修繕計画	9,800円	5,200円	
	組合員名簿等	2,900円	1,700円	
その他		2,000円	900円	

### 【施行期日】

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

稲城市手数料条例の新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
徴収する事務	金額	徴収する事務	金額
1～35 ……（略）		1～35 ……（略）	
36 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の4の規定による管理計画の認定又は第5条の6第1項の規定による管理計画の認定の更新の申請に対する審査	1件につき 4,100円（認定し、又は認定を更新する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額）		
37 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>1件につき、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第2項において準用する同法第5条の4各号に規定する基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,800円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額）</p> <p>(2) 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項 4,000円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額）</p> <p>(3) 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項 4,600円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,600円に1を超える長期修繕計画の数に</p>		

2,800円を乗じて得た額を加算した額)

(4) 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項 9,800円(変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、9,800円に1を超える長期修繕計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額)

(5) 変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2第2項第4号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針の基準に係る事項 2,900円(変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、2,900円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額)

(6) (1)から(5)まで以外の事項 2,000円(変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、2,000円に1を超える長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額)

### 第3号議案

稲城市立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

住所整理の実施による稲城市立稲城第二中学校の所在地の変更に伴い、稲城市立学校設置条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市立学校設置条例の一部を改正する条例

稲城市立学校設置条例（昭和43年稲城市条例第223号）の一部を次のように改正する。

別表2の表稲城市立稲城第二中学校の項中「稲城市坂浜1340番地」を「稲城市坂浜5丁目1番地の1」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案概要説明書

議案番号	第3号	担当課	教育部学務課
件名	稲城市立学校設置条例の一部を改正する条例		
<b>【概要】</b> <p>本案は、住所整理の実施による稲城市立稲城第二中学校の所在地の変更に伴い、稲城市立学校設置条例（昭和43年稲城市条例第223号）の一部を改正するものです。</p> <b>【改正内容】</b> <p>○ 別表（第2条関係） 稲城市立稲城第二中学校の位置を改めます。</p> <b>【施行期日】</b> <p>この条例は、公布の日から施行します。</p>			

稲城市立学校設置条例の新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 ……（略）		1 ……（略）	
2 中学校		2 中学校	
名称	位置	名称	位置
……（略）		……（略）	
稲城市立稲城第二中学校	稲城市坂浜5丁目1番地の1	稲城市立稲城第二中学校	稲城市坂浜1340番地
……（略）		……（略）	

## 第4号議案

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）第1条の規定による学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正及び同整備法第33条の規定による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準  
を定める条例の一部を改正する条例

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例（平成26年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号に掲げる」を「第19条第1号に掲げる」に、「第19条第1項第1号又は第2号」を「第19条第1号又は第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号に掲げる」を「第19条第1号に掲げる」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号又は第2号」を「第19条第1号又は第2号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に掲げる」を「第19条第1号に掲げる」に、「第19条第1項第1号又は第3号」を「第19条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案概要説明書

議案番号	第4号	担当課	子ども福祉部子育て支援課
件名	稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の一部を改正する条例		
<b>【概要】</b> <p>本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）第1条の規定による学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正及び同整備法第33条の規定による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例（平成26年稲城市条例第25号）の一部を改正するものです。</p> <b>【改正内容】</b> <p>○ 第4条（利用定員）、第6条（正当な理由のない提供拒否の禁止等）、第7条（あっせん、調整及び要請に対する協力）、第8条（受給資格等の確認）、第13条（利用者負担額等の受領）、第15条（特定教育・保育の取扱方針）、第20条（運営規程）、第35条（特別利用保育の基準）、第36条（特別利用教育の基準）、第37条（利用定員）、第39条（正当な理由のない提供拒否の禁止等）、第51条（特別利用地域型保育の基準）及び第52条（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>学校教育法及び子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条項を整理します。</p> <b>【施行期日】</b> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行します。</p>			

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の新旧対照表

新	旧
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 …… (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 …… (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 …… (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 …… (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必</p>

状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 …… (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 …… (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 …… (略)

2・3 …… (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) …… (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 …… (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 …… (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 …… (略)

2・3 …… (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) …… (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円  
（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、  
77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定  
基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又  
は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以  
下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定め  
る者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子  
ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長  
者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子  
ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を  
除く。）である者

ウ ……（略）

(4)・(5) ……（略）

5・6 ……（略）

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に  
定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提  
供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) ……（略）

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に  
基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をい  
う。）

(4) ……（略）

2 ……（略）

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程  
（第23条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700  
円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、  
77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定  
基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又  
は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以  
下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定め  
る者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付  
認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち  
最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付  
認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者であ  
る者を除く。）である者

ウ ……（略）

(4)・(5) ……（略）

5・6 ……（略）

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に  
定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提  
供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) ……（略）

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき  
文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) ……（略）

2 ……（略）

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程  
（第23条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(3) …… (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) …… (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中

(1)～(3) …… (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) …… (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を

「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする。

（利用定員）

第37条 ……（略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、

除く。））」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする。

（利用定員）

第37条 ……（略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、

法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため自ら施設を設置して当該事業所内保育事業を行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及び他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 ……（略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 ……（略）

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども

法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため自ら施設を設置して当該事業所内保育事業を行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及び他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 ……（略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 ……（略）

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校

に該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1

就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、法第46

項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

以下余白























## 第5号議案

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）による健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の改正を踏まえ、稲城市国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険条例（昭和34年稲城市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険条例第6条の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産から適用し、令和5年3月31日以前の出産については、なお従前の例による。

## 議案概要説明書

議案番号	第5号	担当課	市民部保険年金課
件名	稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
<b>【概要】</b> <p>本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）による健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の改正を踏まえ、稲城市国民健康保険条例（昭和34年稲城市条例第83号）の一部を改正するものです。</p> <b>【改正内容】</b> <p>○ 第6条（出産育児一時金） 出産育児一時金の支給額を、現行の42万円から8万円引き上げ、50万円とします。</p> <b>【施行期日等】</b> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。</p>			

稲城市国民健康保険条例の新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。</p> <p>2 …… (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 …… (略)</p>

第 6 号議案

令和 4 年 度  
東京都稲城市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 201,346千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,149,906千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		857,270	230,482	1,087,752
	1 地方交付税	857,270	230,482	1,087,752
16 国庫支出金		7,994,956	109,296	8,104,252
	1 国庫負担金	5,915,327	6,756	5,922,083
	2 国庫補助金	2,057,304	102,540	2,159,844
17 都支出金		6,113,937	51,125	6,165,062
	1 都負担金	2,136,347	2,490	2,138,837
	2 都補助金	3,719,884	48,635	3,768,519
18 財産収入		177,290	1,194	178,484
	2 財産売却収入	163,794	1,194	164,988
19 寄附金		26,180	11,722	37,902
	1 寄附金	26,180	11,722	37,902
20 繰入金		1,019,373	△202,473	816,900
	1 基金繰入金	1,016,828	△202,473	814,355
歳入合計		39,948,560	201,346	40,149,906

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,170,483	20,368	4,190,851
	1 総務管理費	3,509,240	20,368	3,529,608
3 民生費		18,731,680	2,413	18,734,093
	1 社会福祉費	6,098,789	2,413	6,101,202
4 衛生費		4,269,550	154,320	4,423,870
	1 保健衛生費	2,828,772	154,320	2,983,092
8 土木費		3,690,571	22,402	3,712,973
	4 都市計画費	2,143,457	22,402	2,165,859
10 教育費		4,882,976	1,843	4,884,819
	5 社会教育費	1,163,630	1,843	1,165,473
歳出合計		39,948,560	201,346	40,149,906

## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電算管理運営費	6,402
4 衛生費	1 保健衛生費	一般事務費	183
4 衛生費	1 保健衛生費	母子保健事業	146,860
4 衛生費	1 保健衛生費	管理運営費	31
8 土木費	1 土木管理費	iバス等事業	44,077

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第12款 地方交付税 (補正額 230,482 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	地方交付税	857,270	230,482	1,087,752		
	1 地方交付税	857,270	230,482	1,087,752		
					1 地方交付税	230,482
	計	857,270	230,482	1,087,752		

説 明		
(財政課)		230,482
普通交付税交付額		230,482

第12款 地方交付税

第16款 国庫支出金 (補正額 109,296 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	国庫負担金	5,915,327	6,756	5,922,083		
	1 民生費国庫負担金	5,517,593	6,756	5,524,349		
					4 国民健康保険 基盤安定負担金	6,756
2	国庫補助金	2,057,304	102,540	2,159,844		
	4 衛生費国庫補助金	409,159	102,540	511,699		
					1 保健衛生費 補助金	102,540
	計	7,994,956	109,296	8,104,252		

説 明		
(保険年金課)		6,756
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分 (1/2)		7,194
未就学児均等割保険税負担金 (1/2)		△438
(健康課)		102,540
出産・子育て応援交付金 (2/3・10/10)		102,540

第16款 国庫支出金

第17款 都支出金 (補正額 51,125 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	都負担金	2,136,347	2,490	2,138,837		
	1 民生費都負担金	2,135,267	2,490	2,137,757		
					4 国民健康保険 基盤安定負担金	2,490

説 明		
(保険年金課)		2,490
国民健康保険基盤安定負担金保険税軽減分 (3/4)		△888

第17款 都支出金

(単位：千円)

項	科 目		計	節	
	目	補正前の額		補正額	区 分
1	( 1 民生費都負担金)				
2	都 補 助 金		3,719,884	48,635	3,768,519
	3 衛生費都補助金		52,116	48,635	100,751
				1 保健衛生費 補 助 金	48,635
計			6,113,937	51,125	6,165,062

説 明		
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分 (1/4)		3,597
未就学児均等割保険税負担金 (1/4)		△219
(健康課)		48,635
とうきょうママパパ応援事業補助金 (1/12・1/3・1/2・10/10)		48,635

第17款 都 支 出 金

第18款 財 産 収 入 (補正額 1,194 千円)

項	科 目		計	節	
	目	補正前の額		補正額	区 分
2	財 産 売 払 収 入		163,794	1,194	164,988
	1 不動産売払収入		163,794	1,194	164,988
				1 不動産売払収入	1,194
計			177,290	1,194	178,484

(単位：千円)

説 明		
(財産管理課)		1,194
市有地売払収入		1,194

第18款 財 産 収 入

第19款 寄 附 金 (補正額 11,722 千円)

項	科 目		計	節	
	目	補正前の額		補正額	区 分
1	寄 附 金		26,180	11,722	37,902
	1 総務費寄附金		16,180	11,600	27,780
				2 まち・ひと・し ごと創生寄附活 用事業寄附金	11,600
	2 衛生費寄附金		0	92	92

(単位：千円)

説 明		
(総務契約課)		11,600
まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金		11,600

第19款 寄 附 金

(単位：千円)

項	科 目		計	節	
	目	補正前の額		補正額	区 分
1	( 2 衛生費寄附金)			1 保健衛生費寄附金	92
	4 土木費寄附金	0	30	1 都市計画費寄附金	30
計		26,180	11,722	37,902	

説 明		
(生活環境課)		92
環境保全活動事業指定寄附金		92
(緑と環境課)		30
ホタル育成事業指定寄附金		30

第19款 寄 附 金

第20款 繰 入 金 (補正額 △202,473 千円)

項	科 目		計	節	
	目	補正前の額		補正額	区 分
1	基金繰入金	1,016,828	△202,473	814,355	
	1 財政調整基金繰入金	984,928	△202,473	782,455	
				1 財政調整基金繰入金	△202,473
計		1,019,373	△202,473	816,900	

(単位：千円)

説 明		
(財政課)		△202,473
財政調整基金繰入金		△202,473

第20款 繰 入 金

歳 出

第2款 総務費 (補正額 20,368 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務管理費	3,509,240	20,368	3,529,608	3,276	0	0	11,722	5,370
	1 一般管理費	2,016,402	1,050	2,017,452	0	0	0	0	1,050
					0	0	0	0	417
					0	0	0	0	633
6	財産管理費	843,844	12,916	856,760	0	0	0	11,722	1,194
					0	0	0	11,722	1,194
9	電算管理費	499,017	6,402	505,419	3,276	0	0	0	3,126
					3,276	0	0	0	3,126
	計	4,170,483	20,368	4,190,851	3,276	0	0	11,722	5,370

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
10	需用費	4 庁舎維持管理費 (財産管理課)	417
		10 需用費	417
		⑤ 光熱水費	417
		電気料金	417
14	複合施設ふれんど平尾施設管理費 (財産管理課)		633
		10 需用費	633
		⑤ 光熱水費	633
		電気料金	633
24	積立金	1 財産管理費 (財政課)	12,916
		24 積立金	12,916
		公共施設整備基金積立金	1,194
		財政調整基金積立金	122
		まち・ひと・しごと創生基金積立金	11,600
12	委託料	1 電算管理運営費 (ICT推進課)	6,402
		12 委託料	6,402
		システム開発委託	6,270
		業務パッケージ保守委託	132

第3款 民生費 (補正額 2,413 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	6,098,789	2,413	6,101,202	6,756	2,490	0	0	△6,833
	5 国民健康保険事業費	1,129,892	232	1,130,124	6,756	2,490	0	0	△9,014
					6,756	2,490	0	0	△9,014
	7 後期高齢者事業費	883,448	2,181	885,629	0	0	0	0	2,181
					0	0	0	0	2,181
	計	18,731,680	2,413	18,734,093	6,756	2,490	0	0	△6,833

節		区 分	金 額	説 明
27	繰 出 金		232	2 国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課) 232
				27繰出金 232
				国民健康保険事業特別会計一般繰出金 △12,099
				保険基盤安定繰出金 13,205
				未就学児均等割保険税繰出金 △874
27	繰 出 金		2,181	2 後期高齢者医療特別会計繰出金 (保険年金課) 2,181
				27繰出金 2,181
				事務費繰出金 2,181

第4款 衛生費 (補正額 154,320 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	保 健 衛 生 費	2,828,772	154,320	2,983,092	99,264	48,635	0	0	6,421
	1 保健衛生総務費	384,809	147,899	532,708	99,264	48,635	0	0	0
					130	65	0	0	0
					99,113	48,560	0	0	0
					21	10	0	0	0
	2 予 防 費	1,667,944	6,421	1,674,365	0	0	0	0	6,421
					0	0	0	0	6,421
	計	4,269,550	154,320	4,423,870	99,264	48,635	0	0	6,421

区 分	金 額	説 明	
		金額	説明
1 報 酬	195	2 一般事務費 (健康課)	195
		1 報酬	195
10 需 用 費	729	その他報酬	195
		第2種会計年度任用職員報酬 (母子保健事業関係)	195
1 消 耗 品 費	410	4 母子保健事業 (健康課)	147,673
4 印 刷 製 本 費	319	10 需用費	729
		①消耗品費	410
11 役 務 費	1,319	事業用	410
12 委 託 料	145,656	④印刷製本費	319
		事業用	319
		11 役務費	1,288
		通信運搬費	1,288
		郵便料等	1,288
		12 委託料	145,656
		訪問指導委託	271
		出産・子育て応援ギフト事業委託	145,000
		出産・子育て応援事業封入封緘等業務委託	385
		8 管理運営費 (健康課)	31
		11 役務費	31
		通信運搬費	31
		電話料	31
12 委 託 料	6,421	9 健康プラザ運営事業 (健康課)	6,421
		12 委託料	6,421
		健康プラザ指定管理料	6,421





## 議案概要説明書

議案番号	第6号	担当課	企画部財政課						
件名	令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号）								
<p><b>【概要】</b></p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">39,948,560</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">201,346</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">40,149,906</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正の主なものは、国の令和4年度補正予算（第2号）による追加交付に伴う地方交付税の増額、原油価格の高騰等に伴う公共施設の電気料金及び指定管理料の増額、旧環境学習センター跡地売却収入の増額及びそれに伴う公共施設整備基金積立金の増額、企業版ふるさと納税に基づく寄附金を今後の事業の財源とするためのまち・ひと・しごと創生基金積立金の増額、環境保全活動事業指定寄附金及びホテル育成事業指定寄附金を令和5年度の事業の財源とするための財政調整基金積立金の増額、妊婦・子育て家庭に対して出産・子育て応援事業を実施することに伴う経費の計上、財源の整理等に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、健康診査及び歯科健康診査の受診者数の増に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の増額、国庫補助事業の一部を繰り越すことにより令和4年度内における都補助金の歳入が見込めなくなったことに伴う土地区画整理事業特別会計繰出金の増額等を行うものです。</p> <p>また、繰越明許費の補正として、電算管理運営費、iバス等事業並びに保健衛生費の一般事務費、母子保健事業及び管理運営費に係る経費のうち年度内に支出が完了しない見込みの部分について繰越明許費を設定するものです。</p>				補正前の予算総額	39,948,560	補正額	201,346	補正後の予算総額	40,149,906
補正前の予算総額	39,948,560								
補正額	201,346								
補正後の予算総額	40,149,906								

第 7 号議案

令 和 4 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

## 令和 4 年 度

### 東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 91,358千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,008,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,532,945	6,275	1,539,220
	1 国民健康保険税	1,532,945	6,275	1,539,220
5 都支出金		5,293,258	84,851	5,378,109
	1 都補助金	5,293,257	84,851	5,378,108
7 繰入金		1,076,376	232	1,076,608
	1 他会計繰入金	1,076,375	232	1,076,607
歳入合計		7,917,587	91,358	8,008,945

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		5,103,399	91,358	5,194,757
	1 療養諸費	4,433,388	91,358	4,524,746
3 国民健康保険事業費 納付金		2,560,729	0	2,560,729
	1 医療給付費分	1,761,328	0	1,761,328
5 保健事業費		99,692	0	99,692
	1 特定健康診査等事業費	87,985	0	87,985
歳出合計		7,917,587	91,358	8,008,945

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第 1 款 国民健康保険税 (補正額 6,275 千円)

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	国民健康保険税	1,532,945	6,275	1,539,220		
	1 一般被保険者 国民健康保険税	1,532,933	6,275	1,539,208		
					1 医療給付費分 現年課税分	4,180
					2 後期高齢者支援 金分現年課税分	983
					3 介護納付金分 現年課税分	1,112
	計	1,532,945	6,275	1,539,220		

説 明		
<b>(保険年金課)</b>		<b>4,180</b>
一般被保険者医療給付費分保険税		4,180
普通徴収分		4,180
<b>(保険年金課)</b>		<b>983</b>
一般被保険者後期高齢者支援金分保険税		983
普通徴収分		983
<b>(保険年金課)</b>		<b>1,112</b>
一般被保険者介護納付金分保険税		1,112
普通徴収分		1,112

第1款 国民健康保険税

第 5 款 都 支 出 金 (補正額 84,851 千円)

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	都 補 助 金	5,293,257	84,851	5,378,108		
	1 保険給付費等 交 付 金	5,199,671	84,322	5,283,993		
					1 普通交付金	91,358
					2 特別交付金	△7,036
	2 市町村国民健康 保険都費補助金	93,586	529	94,115		
					1 市町村国民健康 保険都費補助金	529
	計	5,293,258	84,851	5,378,109		

説 明		
<b>(保険年金課)</b>		<b>91,358</b>
現年度分		91,358
<b>(保険年金課)</b>		<b>△7,036</b>
特別調整交付金分(市町村分)		△2,413
特定健康診査等負担金		△4,623
<b>(保険年金課)</b>		<b>529</b>
市町村国民健康保険都費補助金		529

第5款 都 支 出 金

第7款 繰入金 (補正額 232 千円)

(単位：千円)

項	科目		計	節		
	目	補正前の額		補正額	区分	金額
1	他会計繰入金	1,076,375	232	1,076,607		
	1 一般会計繰入金	1,076,375	232	1,076,607		
					1 一般繰入金	△12,099
					2 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△1,183
					3 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	14,388
					5 未就学児均等割保険税繰入金	△874
	計	1,076,376	232	1,076,608		

説明	
(保険年金課) 一般繰入金	△12,099 △12,099
(保険年金課) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△1,183 △1,183
(保険年金課) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	14,388 14,388
(保険年金課) 未就学児均等割保険税繰入金	△874 △874

第7款 繰入金 金







## 議案概要説明書

議案番号	第7号	担当課	市民部保険年金課						
件名	令和4年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）								
<p><b>【概要】</b></p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">7,917,587</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">91,358</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">8,008,945</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免額の再算定に伴う国民健康保険税の増額、特定健康診査等負担金及び市町村国民健康保険都費補助金の額の確定、国民健康保険税の減免に係る補助割合の変更、一般被保険者に係る療養給付費の増等に伴う都補助金の増額、国民健康保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険税繰入金の額の確定等に伴う一般会計繰入金の増額、不足が生じると見込まれる一般被保険者に係る療養給付費の増額等を行うものです。</p> <p>歳入では国民健康保険税、都支出金及び繰入金を増額し、歳出では保険給付費を増額するものです。</p>				補正前の予算総額	7,917,587	補正額	91,358	補正後の予算総額	8,008,945
補正前の予算総額	7,917,587								
補正額	91,358								
補正後の予算総額	8,008,945								

第 8 号議案

令 和 4 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 都 支 出 金		548,126	△22,402	525,724
	1 都 補 助 金	548,126	△22,402	525,724
4 繰 入 金		1,367,837	22,402	1,390,239
	1 他 会 計 繰 入 金	1,367,837	22,402	1,390,239
歳 入 合 計		2,545,233	0	2,545,233

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事 業 費		2,452,156	0	2,452,156
	1 事 業 費	2,452,156	0	2,452,156
歳 出 合 計		2,545,233	0	2,545,233

## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	稲城榎戸地区事業費	94,994

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第3款 都支出金 (補正額 △22,402 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		計	節	
	目	補正前の額		補正額	区 分
1	都 補 助 金	548,126	△22,402	525,724	
	1 区画整理補助金	548,126	△22,402	525,724	
				1 榎戸区画整理補助金	△22,402
	計	548,126	△22,402	525,724	

説 明	
(区画整理課)	△22,402
稲城榎戸土地区画整理事業補助金 (2.5/10・10/10)	△22,402

第3款 都 支 出 金

第4款 繰入金 (補正額 22,402 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		計	節	
	目	補正前の額		補正額	区 分
1	他 会 計 繰 入 金	1,367,837	22,402	1,390,239	
	1 一般会計繰入金	1,367,837	22,402	1,390,239	
				1 一般会計繰入金	22,402
	計	1,367,837	22,402	1,390,239	

説 明	
(区画整理課)	22,402
一般会計繰入金	22,402

第4款 繰 入 金



## 議案概要説明書

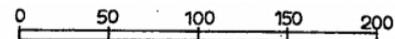
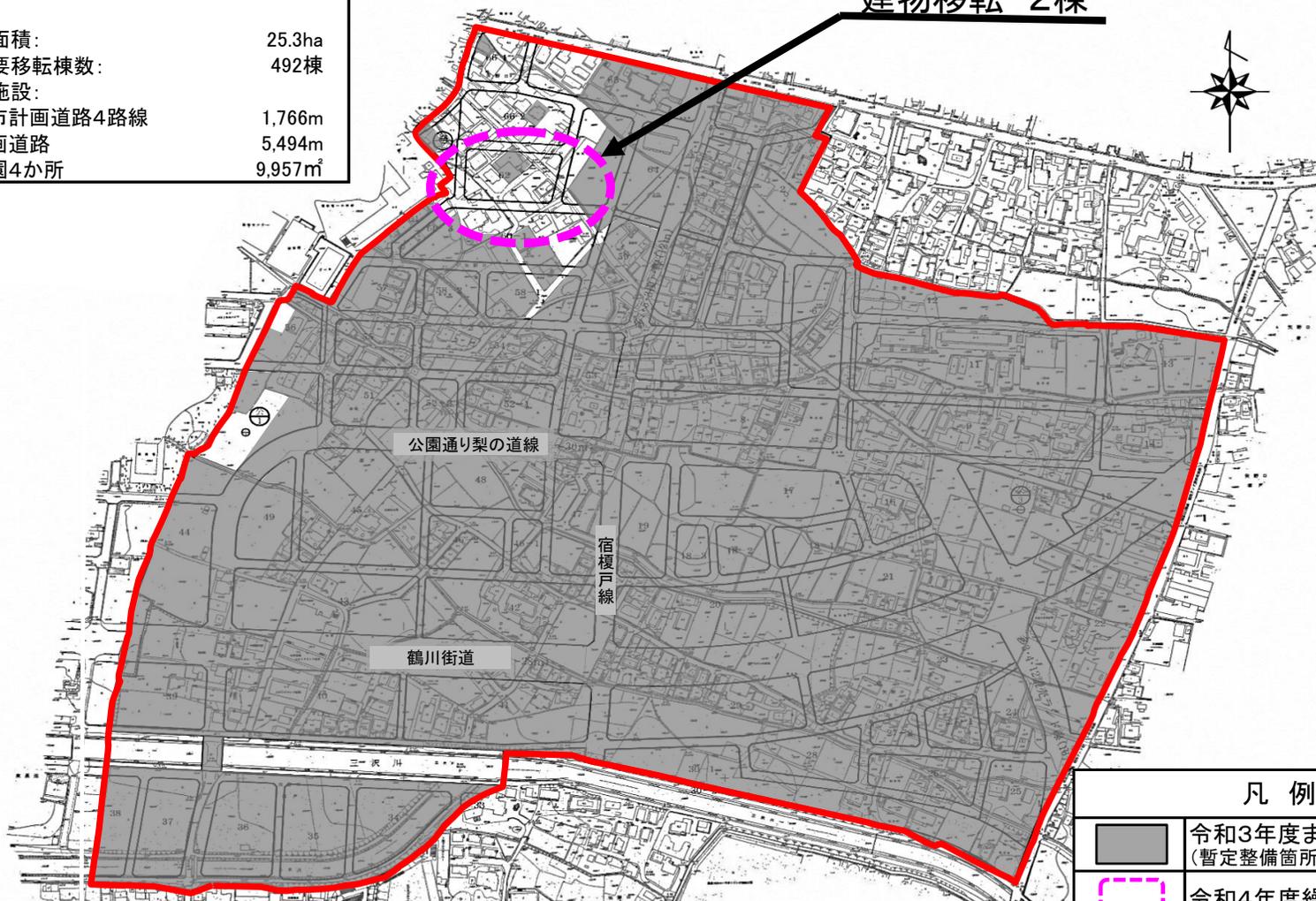
議案番号	第8号	担当課	都市環境整備部区画整理課						
件名	令和4年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）								
<p><b>【概要】</b></p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">2,545,233</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">2,545,233</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、土地区画整理事業の施行状況に伴い、歳入では区画整理補助金及び一般会計繰入金を、歳出では公共団体施行事業費を整理するとともに、繰越明許費を設定するものです。</p>				補正前の予算総額	2,545,233	補正額	0	補正後の予算総額	2,545,233
補正前の予算総額	2,545,233								
補正額	0								
補正後の予算総額	2,545,233								

## 令和4年度事業計画【榎戸地区】

### 稲城榎戸土地区画整理事業概要

- ① 施行面積: 25.3ha
- ② 建物要移転棟数: 492棟
- ③ 公共施設:
  - ・都市計画道路4路線 1,766m
  - ・区画道路 5,494m
  - ・公園4か所 9,957m<sup>2</sup>

建物移転 2棟



凡例	
■	令和3年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
□	令和4年度繰越し箇所
□	事業区域

以下余白

第9号議案

令和4年度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

## 令和 4 年 度

### 東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74,895千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,028,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,031,018	70,344	1,101,362
	1 後期高齢者医療保険料	1,031,018	70,344	1,101,362
3 繰入金		849,293	2,181	851,474
	1 繰入金	849,293	2,181	851,474
4 広域連合支出金		72,553	2,370	74,923
	1 広域連合委託金	63,005	2,068	65,073
	2 広域連合補助金	9,548	302	9,850
歳入合計		1,953,505	74,895	2,028,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び交付金		1,845,679	70,344	1,916,023
	1 広域連合負担金	1,845,679	70,344	1,916,023
3 保健事業費		64,457	4,551	69,008
	1 保健事業費	64,457	4,551	69,008
歳出合計		1,953,505	74,895	2,028,400

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第 1 款 後期高齢者医療保険料 (補正額 70,344 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	後期高齢者医療保険料	1,031,018	70,344	1,101,362		
	1 後期高齢者医療保険料	1,031,018	70,344	1,101,362		
					1 特別徴収保険料	△29,908
					2 普通徴収保険料	100,252
	計	1,031,018	70,344	1,101,362		

説 明	
(保険年金課) 特別徴収分	△29,908 △29,908
(保険年金課) 現年度分	100,252 100,252

第1款 後期高齢者医療保険料

第 3 款 繰入金 (補正額 2,181 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	繰入金	849,293	2,181	851,474		
	1 一般会計繰入金	849,293	2,181	851,474		
					1 一般会計繰入金	2,181
	計	849,293	2,181	851,474		

説 明	
(保険年金課) 事務費繰入金	2,181 2,181

第3款 繰入金

第 4 款 広域連合支出金 (補正額 2,370 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	広域連合委託金	63,005	2,068	65,073		
	1 保健事業費委託金	38,005	2,068	40,073		
					1 健康診査費委託金	2,068
2	広域連合補助金	9,548	302	9,850		

説 明	
(保険年金課) 健康診査費委託金	2,068 2,068

第4款 広域連合支出金

(単位：千円)

項	科 目		計	節		
	目	補正前の額		補正額	区 分	金 額
2	1 長寿健康増進事業 補助金	181	30	211		
					1 長寿健康増進 事業補助金	30
	2 保健事業費補助金	488	272	760		
					1 健康診査費 補助金	272
計		72,553	2,370	74,923		

説 明		
(保険年金課) 長寿健康増進事業補助金		30 30
(保険年金課) 歯科健康診査事業費補助金		272 272

第4款 広域連合支出金





## 議案概要説明書

議案番号	第9号	担当課	市民部保険年金課						
件名	令和4年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）								
<p><b>【概要】</b></p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">1,953,505</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">74,895</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">2,028,400</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、被保険者の平均所得額が見込みを上回ったこと等に伴う後期高齢者医療保険料の増額及びそれに伴う広域連合負担金の増額、健康診査及び歯科健康診査の受診者数の増に伴う健康診査費の増額等を行うものです。</p> <p>歳入では後期高齢者医療保険料、繰入金及び広域連合支出金を増額し、歳出では分担金及び交付金並びに保健事業費を増額するものです。</p>				補正前の予算総額	1,953,505	補正額	74,895	補正後の予算総額	2,028,400
補正前の予算総額	1,953,505								
補正額	74,895								
補正後の予算総額	2,028,400								

# 議案概要説明書

第10号議案 令和5年度東京都稲城市一般会計予算

## 令和5年度予算

### 参考資料

東京都稲城市

# 令和5年度 当初予算の概要

## あらまし

- (1) 令和5年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合計した当初予算は、709億4,158万7千円となり、前年度に比べ52億1,493万1千円の増（7.9%の増）となった。
- (2) 令和5年度の一般会計歳入歳出当初予算は、それぞれ391億9,500万円となり、前年度に比べ31億2,800万円の増（8.7%の増）となった。  
  
令和5年度の予算は、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、市民の生命、生活を守っていくとともに、ウィズコロナ、物価高騰、脱炭素社会等の社会環境の変化や多様化するニーズにおける行政課題に機動的に取り組み、第五次長期総合計画基本構想に定める将来都市像の実現に向けた各種施策の取組みを進め、市民の安全を最優先に防災・減災対策に計画的に取り組む予算としている。
- (3) 一般会計から特別会計及び企業会計への繰出金等は、55億6,105万円となり、前年度に比べ6億7,821万円の増（13.9%の増）となった。
- (4) 特別会計を合計した歳入歳出当初予算は、それぞれ192億4,030万9千円となり、前年度に比べ13億7,381万6千円の増（7.7%の増）となった。
- (5) 企業会計を合計した当初予算は、歳入が112億9,476万4千円となり、前年度に比べ2億8,935万2千円の増（2.6%の増）、歳出が125億627万8千円となり、前年度に比べ7億1,311万5千円の増（6.0%の増）となった。

## 令和5年度会計別当初予算の状況

(単位：千円、%)

	歳 入		歳 出		令和4年度 当初予算額	対前年度比較	
	予算額	うち繰入金等	予算額	うち繰出金等		増減額	増減率
一般会計	39,195,000	2,373	39,195,000	5,561,050	36,067,000	3,128,000	8.7
国民健康保険 事業特別会計	7,889,093	1,130,579	7,889,093	-	7,806,954	82,139	1.1
土地区画整理 事業特別会計	3,392,754	1,777,484	3,392,754	-	2,547,712	845,042	33.2
介護保険 特別会計	5,843,382	872,937	5,843,382	2,373	5,558,322	285,060	5.1
後期高齢者 医療特別会計	2,115,080	892,181	2,115,080	-	1,953,505	161,575	8.3
特別会計	19,240,309	4,673,181	19,240,309	2,373	17,866,493	1,373,816	7.7
下水道事業 会計	2,641,001	185,184	2,957,021	-	2,823,302	133,719	4.7
病院事業会計	8,653,763	702,685	9,549,257	-	8,969,861	579,396	6.5
企業会計	11,294,764	887,869	12,506,278	-	11,793,163	713,115	6.0
合 計	69,730,073	5,563,423	70,941,587	5,563,423	65,726,656	5,214,931	7.9

※ 下水道事業会計及び病院事業会計について、令和4年度当初予算額は歳出予算額とし、対前年度比較は歳出予算額における増減額及び増減率としている。

## 一般会計当初予算の推移

	予算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数	一人当たり (円)	一世帯当たり (円)
平成26年度	36,248,000	5,358,000	100	420,662	986,206
平成27年度	33,684,000	△ 2,564,000	93	388,988	905,873
平成28年度	34,700,000	1,016,000	96	396,748	918,475
平成29年度	32,140,000	△ 2,560,000	89	360,763	828,158
平成30年度	34,500,000	2,360,000	95	383,696	873,705
平成31年度	35,694,000	1,194,000	98	394,039	892,551
令和2年度	37,324,000	1,630,000	103	407,734	918,338
令和3年度	35,609,000	△ 1,715,000	98	385,955	863,667
令和4年度	36,067,000	458,000	100	387,788	860,131
令和5年度	39,195,000	3,128,000	108	419,552	924,476

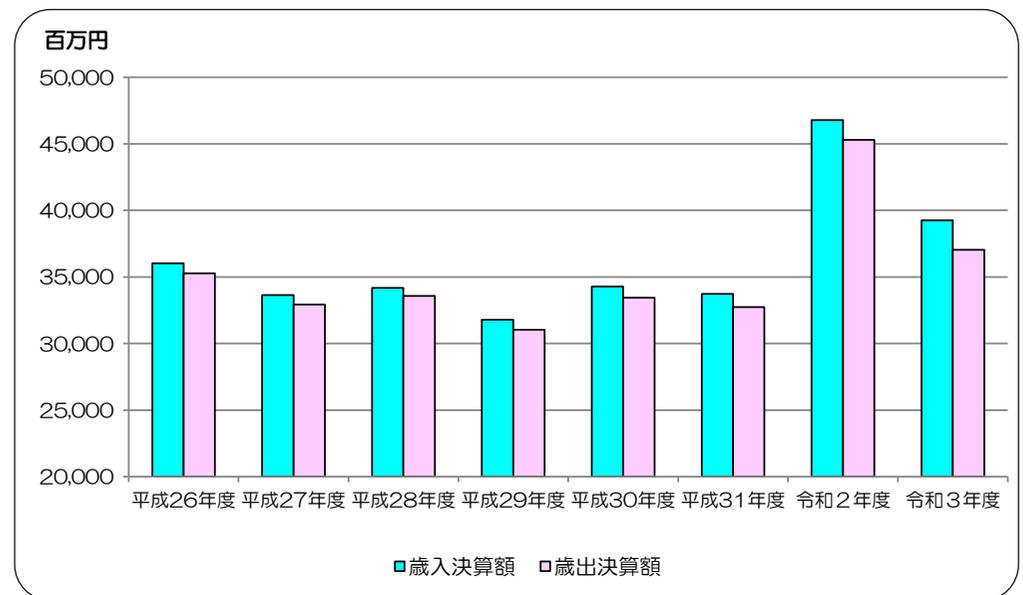
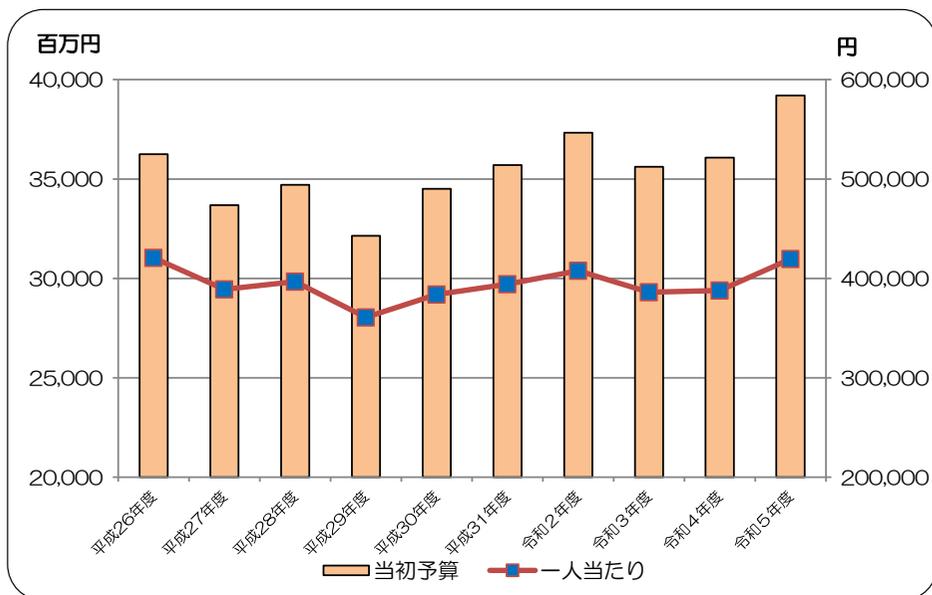
※ 指数：平成26年度を100としたときの各年度の比率

人口・世帯数：各年1月1日現在の住民基本台帳人口等

令和5年1月1日現在 人口：93,421人 世帯数：42,397世帯

## 一般会計決算の推移

	歳入決算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数	歳出決算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数
平成26年度	36,019,548	5,540,113	100	35,281,548	5,597,522	100
平成27年度	33,628,745	△ 2,390,803	93	32,933,671	△ 2,347,877	93
平成28年度	34,171,493	542,748	95	33,567,971	634,300	95
平成29年度	31,781,400	△ 2,390,093	88	31,040,668	△ 2,527,303	88
平成30年度	34,281,979	2,500,579	95	33,450,218	2,409,550	95
平成31年度	33,714,054	△ 567,925	94	32,724,701	△ 725,517	93
令和2年度	46,775,497	13,061,443	130	45,293,972	12,569,271	128
令和3年度	39,252,808	△ 7,522,689	109	37,042,921	△ 8,251,051	105
令和4年度	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—



# 令和5年度 東京都稲城市一般会計当初予算

## 1 歳入の状況

歳入の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳入総額は、対前年度比8.7%の増となった。  
一般財源は、3.2%の増となった。これは、株式等譲渡所得割交付金が7.6%の減、地方交付税が46.0%の減となったものの、市税が3.6%の増、地方消費税交付金が17.1%の増となったことなどによる。  
特定財源は、15.4%の増となった。これは、国庫支出金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などで7.0%の減となったものの、市債が土地区画整理事業債の増などで212.5%の増、都支出金が市町村総合交付金、認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金の増などで12.3%の増となったことなどによる。
- (2) 歳入の根幹をなす市税は、納税義務者の所得増、新築家屋の増などで全体で3.6%の増となった。  
税目別では、個人市民税が5.3%の増、法人市民税が1.4%の増、固定資産税が1.9%の増、軽自動車税が1.5%の増、市たばこ税が10.2%の増、都市計画税が1.6%の増となった。
- (3) 地方交付税は、普通交付税が国の地方交付税予算の増などにより基準財政需要額が増となったものの、市税や税連動交付金の増などにより基準財政収入額が大幅に増となったことから65.0%の減、特別交付税が19.4%の増となった。
- (4) 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の減などで7.0%の減となった。
- (5) 都支出金は、市町村総合交付金、認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金の増などで12.3%の増となった。
- (6) 繰入金は、公共施設整備基金繰入金、財政調整基金繰入金の増などで総額では80.5%の増となった。
- (7) 市債は、土地区画整理事業債、発達支援センター分室整備事業債、南山小学校校舎増築事業債の増などで212.5%の増となった。

(内訳)

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
歳入総額	39,195,000	100.0	36,067,000	100.0	3,128,000	8.7
一般財源(原則)	20,554,112	52.4	19,913,528	55.3	640,584	3.2
市税	16,671,924	42.5	16,087,644	44.6	584,280	3.6
地方譲与税	159,362	0.4	157,377	0.4	1,985	1.3
利子割交付金	26,756	0.1	18,591	0.1	8,165	43.9
配当割交付金	138,191	0.4	127,100	0.4	11,091	8.7
株式等譲渡所得割交付金	133,752	0.3	144,750	0.4	△ 10,998	△ 7.6
法人事業税交付金	257,104	0.7	162,885	0.5	94,219	57.8
地方消費税交付金	2,189,973	5.6	1,870,303	5.2	319,670	17.1
ゴルフ場利用税交付金	77,488	0.2	74,508	0.2	2,980	4.0
環境性能割交付金	46,685	0.1	38,713	0.1	7,972	20.6
地方特例交付金	122,785	0.3	113,092	0.3	9,693	8.6
地方交付税	472,491	1.2	874,772	2.4	△ 402,281	△ 46.0
交通安全対策特別交付金	9,625	0.0	10,067	0.0	△ 442	△ 4.4
国有提供施設等所在 市町村助成交付金等	247,976	0.6	233,726	0.7	14,250	6.1
特定財源(原則)	18,640,888	47.6	16,153,472	44.7	2,487,416	15.4
分担金及び負担金	334,018	0.9	329,649	0.9	4,369	1.3
使用料及び手数料	741,275	1.9	705,658	2.0	35,617	5.0
国庫支出金	5,915,875	15.1	6,358,605	17.6	△ 442,730	△ 7.0
都支出金	6,654,566	17.0	5,926,326	16.4	728,240	12.3
財産収入	306,186	0.8	177,290	0.5	128,896	72.7
寄附金	18,895	0.0	8,180	0.0	10,715	131.0
繰入金	1,497,764	3.8	829,893	2.3	667,871	80.5
繰越金	300,000	0.8	300,000	0.8	0	0.0
諸収入	1,380,707	3.5	1,040,536	2.9	340,171	32.7
うち収益事業収入	20,000	0.1	20,000	0.1	0	0.0
市債	1,491,602	3.8	477,335	1.3	1,014,267	212.5
うち減収補填債	0	0.0	0	0.0	0	-
うち臨時財政対策債	66,602	0.2	339,235	0.9	△ 272,633	△ 80.4

## 2 歳出の状況（性質別）

歳出を性質別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳出総額は、対前年度比8.7%の増となった。
- (2) 義務的経費は、1.7%の増となり、歳出総額に占める割合（構成比）は前年度から3.6ポイント減少し、51.8%となった。  
 人件費は、第1種会計年度任用職員報酬、一般職給料、期末勤勉手当の増などで1.4%の増となった。  
 扶助費は、児童手当、子どものための教育・保育給付が減となったものの、生活保護費、障害介護給付費、高校生等医療費助成、民間学童クラブ運営委託料の増などで2.0%の増となった。  
 公債費は、平成31年度、令和2年度に起債した臨時財政対策債の償還が開始することなどで1.0%の増となった。
- (3) 投資的経費は、66.8%の増となり、構成比は前年度から3.1ポイント増加し、8.7%となった。普通建設事業費の内訳は、補助事業費が南山小学校校舎増築工事請負費、第二中学校屋上防水及び外壁改修工事請負費の増などで603.2%の増、単独事業費が発達支援センター分室整備工事請負費、高齢者施設等整備補助金、鉄道駅ホームドア整備事業補助金の増などで44.6%の増、その他が多3.4・12号売ランド線道路改良等工事請負費の増などで54.6%の増となった。
- (4) その他経費は、10.1%の増となり、構成比は前年度から0.5ポイント増加し、39.5%となった。  
 物件費は、プラスチックごみ再資源化事業に係る委託料、各施設の光熱費（電気・ガス）、資源物回収委託料、重症心身障害児（者）等通所施設開設準備委託料の増などで10.9%の増となった。  
 維持補修費は、文化センター施設及び物品用修繕料、市立公園内体育施設及び物品用修繕料の増などで19.3%の増となった。  
 補助費等は、企業誘致奨励金、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、頑張れ！稲城の事業継続支援金の減などで2.9%の減となった。  
 積立金は、公共施設整備基金積立金の増などで109.8%の増となった。  
 繰出金は、土地区画整理事業特別会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金の増などで16.5%の増となった。

（内訳）

（単位：千円、%）

区 分	令和5年度		令和4年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	39,195,000	100.0	36,067,000	100.0	3,128,000	8.7
義務的経費	20,307,560	51.8	19,964,123	55.4	343,437	1.7
人件費	5,995,622	15.3	5,911,019	16.4	84,603	1.4
扶助費	12,278,529	31.3	12,039,520	33.4	239,009	2.0
公債費	2,033,409	5.2	2,013,584	5.6	19,825	1.0
投資的経費	3,395,641	8.7	2,036,260	5.6	1,359,381	66.8
普通建設事業費	3,395,641	8.7	2,036,260	5.6	1,359,381	66.8
補助事業費	514,416	1.3	73,156	0.2	441,260	603.2
単独事業費	2,221,925	5.7	1,536,652	4.2	685,273	44.6
その他	659,300	1.7	426,452	1.2	232,848	54.6
災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	-
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	-
その他経費	15,491,799	39.5	14,066,617	39.0	1,425,182	10.1
物件費	6,937,804	17.7	6,255,380	17.4	682,424	10.9
維持補修費	166,984	0.4	140,016	0.4	26,968	19.3
補助費等	3,365,952	8.6	3,466,813	9.6	△100,861	△2.9
積立金	297,878	0.8	142,006	0.4	155,872	109.8
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	-
貸付金	0	0.0	0	0.0	0	-
繰出金	4,673,181	11.9	4,012,402	11.1	660,779	16.5
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0

### 3 歳出の状況（目的別）

歳出を目的別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 総務費は、参議院議員選挙費、東京都市町村職員退職手当組合負担金などが減となったが、公共施設整備基金積立金、稲城市議会議員・稲城市長選挙費などの増が影響し、総額では10.6%の増となった。
- (2) 民生費は、児童手当、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金などが減となったが、発達支援センター分室整備工事請負費、生活保護費、国民健康保険事業特別会計繰出金、高齢者施設等整備補助金などの増が影響し、総額では4.6%の増となった。
- (3) 衛生費は、プラスチックごみ再資源化事業に係る委託料、資源物回収委託料の増などで12.1%の増となった。
- (4) 商工費は、企業誘致奨励金、頑張り！稲城の事業継続支援金の減などで25.6%の減となった。
- (5) 土木費は、循環バス車両購入費、押立堀排水機場吐出弁等交換工事請負費などが減となったが、土地区画整理事業特別会計繰出金、鉄道駅ホームドア整備事業補助金、多3・4・12号読売ランド線道路改良等工事請負費などの増が影響し、総額では25.0%の増となった。
- (6) 消防費は、消防団消防ポンプ自動車購入費、第三分団詰所改修工事請負費の増などで14.6%の増となった。
- (7) 教育費は、城山文化センター空調設備改修工事請負費、第四小学校普通教室整備工事請負費などが減となったが、南山小学校校舎増築工事請負費、第二中学校屋上防水及び外壁改修工事請負費、第三小学校校舎建替工事基本設計及び実施設計等委託料などの増が影響し、総額では11.5%の増となった。

（内訳）

（単位：千円、％）

区 分	令和5年度		令和4年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
議 会 費	302,902	0.8	282,829	0.8	20,073	7.1
総 務 費	3,763,412	9.6	3,401,385	9.4	362,027	10.6
民 生 費	17,777,397	45.4	17,002,726	47.2	774,671	4.6
衛 生 費	3,775,583	9.6	3,366,812	9.3	408,771	12.1
労 働 費	26,580	0.1	26,517	0.1	63	0.2
農 林 費	100,915	0.3	77,592	0.2	23,323	30.1
商 工 費	293,261	0.7	394,045	1.1	△ 100,784	△ 25.6
土 木 費	4,606,113	11.7	3,686,220	10.2	919,893	25.0
消 防 費	1,285,435	3.3	1,121,356	3.1	164,079	14.6
教 育 費	5,179,993	13.2	4,643,934	12.9	536,059	11.5
公 債 費	2,033,409	5.2	2,013,584	5.6	19,825	1.0
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	39,195,000	100.0	36,067,000	100.0	3,128,000	8.7

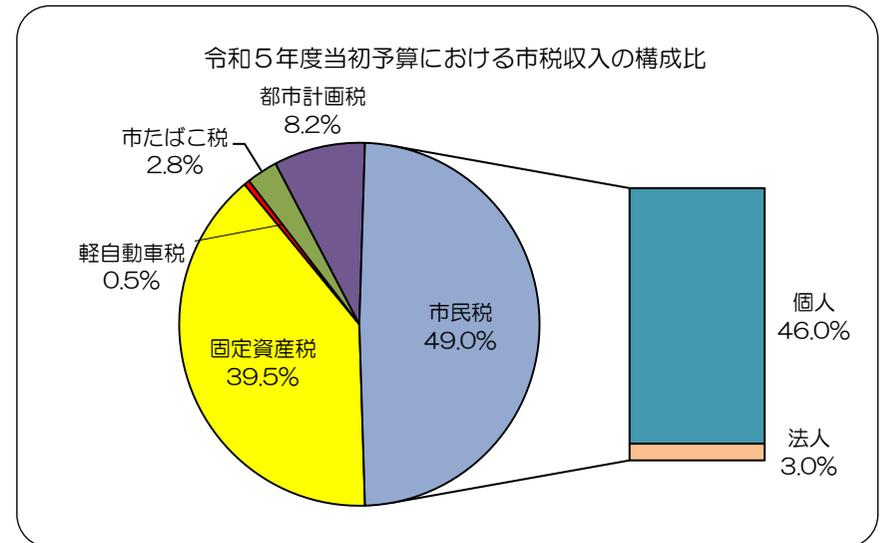
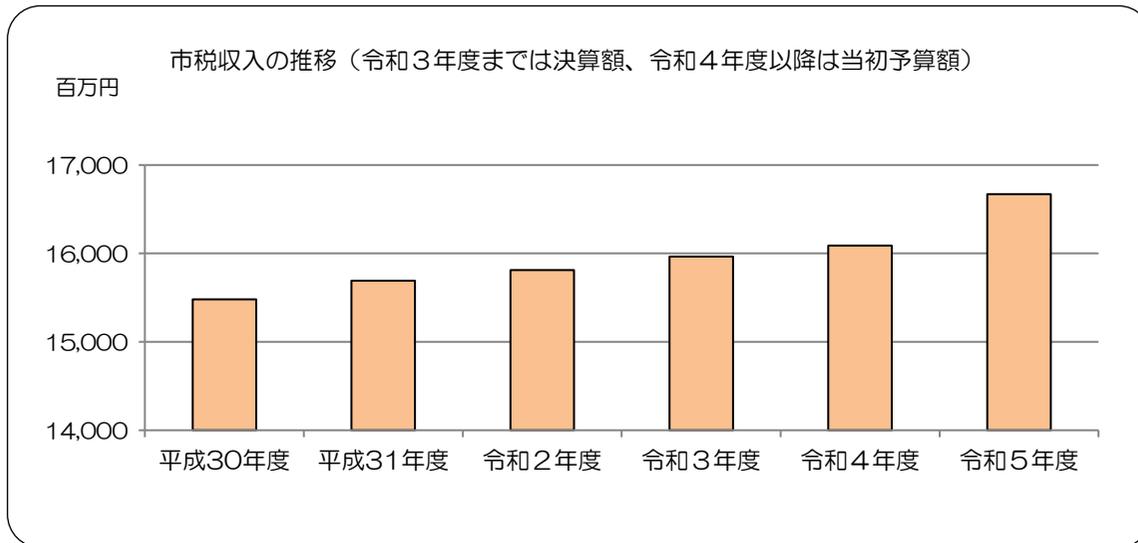
# 市税収入の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度（決算）			平成31年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（当初予算）			令和5年度（当初予算）			
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	予算額	構成比	増減率	予算額	構成比	増減額	増減率
市 民 税	7,595,746	49.1	2.3	7,721,351	49.2	1.7	7,709,162	48.7	△ 0.2	7,828,189	49.0	1.5	7,765,557	48.3	10.6	8,159,702	49.0	394,145	5.1
個 人	7,024,068	45.4	2.2	7,117,380	45.4	1.3	7,262,254	45.9	2.0	7,279,484	45.6	0.2	7,277,433	45.3	10.8	7,664,759	46.0	387,326	5.3
法 人	571,678	3.7	2.6	603,971	3.8	5.6	446,908	2.8	△ 26.0	548,705	3.4	22.8	488,124	3.0	7.4	494,943	3.0	6,819	1.4
固定資産税	6,163,639	39.8	2.5	6,211,481	39.6	0.8	6,302,611	39.9	1.5	6,293,923	39.5	△ 0.1	6,469,016	40.2	4.3	6,593,635	39.5	124,619	1.9
純固定資産税	6,078,855	39.3	2.6	6,128,787	39.1	0.8	6,222,678	39.4	1.5	6,216,797	38.9	△ 0.1	6,393,653	39.7	4.4	6,522,408	39.1	128,755	2.0
交付金	84,784	0.5	△ 1.9	82,694	0.5	△ 2.5	79,933	0.5	△ 3.3	77,126	0.5	△ 3.5	75,363	0.5	△ 2.3	71,227	0.4	△ 4,136	△ 5.5
軽自動車税	70,173	0.4	3.8	73,188	0.5	4.3	78,817	0.5	7.7	81,571	0.5	3.5	86,528	0.5	9.3	87,813	0.5	1,285	1.5
市たばこ税	400,776	2.6	△ 1.9	417,008	2.6	4.1	429,754	2.7	3.1	462,957	2.9	7.7	415,501	2.6	4.3	457,697	2.8	42,196	10.2
都市計画税	1,248,885	8.1	2.5	1,268,663	8.1	1.6	1,289,531	8.2	1.6	1,296,017	8.1	0.5	1,351,042	8.4	5.1	1,373,077	8.2	22,035	1.6
合 計	15,479,219	100.0	2.3	15,691,691	100.0	1.4	15,809,875	100.0	0.8	15,962,657	100.0	1.0	16,087,644	100.0	7.4	16,671,924	100.0	584,280	3.6

※令和3年度までは決算額、令和4年度及び令和5年度は当初予算額

※令和4年度（当初予算）の増減率は、令和3年度当初予算との比較によるもの



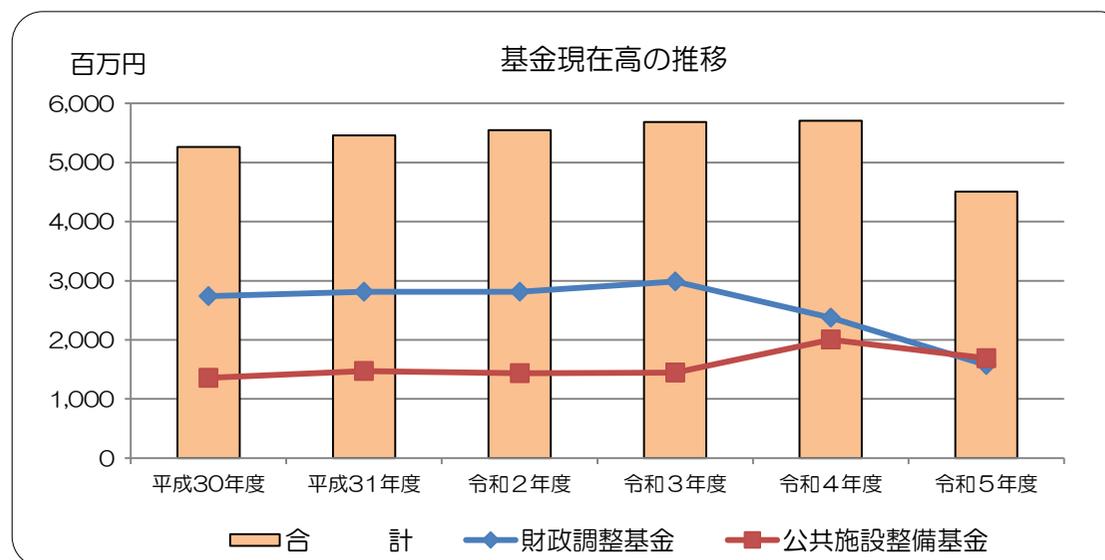
# 基金の状況

(単位：千円)

区 分	平成30年度末現在高	平成31年度末現在高	令和2年度末現在高	令和3年度末現在高	令和4年度末現在高	(令和5年度中積立)	(令和5年度中取崩)	令和5年度末現在高	指数
財 政 調 整 基 金	2,739,277	2,814,671	2,813,348	2,987,320	2,373,468	(5,929)	(804,867)	1,574,530	57
都市計画事業資金積立基金	141	141	50,013	14	17,057	(1)	(17,057)	1	1
庁舎建設基金	15,112	15,114	15,116	95,117	175,118	(14)	(0)	175,132	1159
公共施設整備基金	1,357,894	1,473,824	1,436,515	1,446,979	2,003,248	(287,758)	(600,000)	1,691,006	125
緑化推進基金	1,000,127	1,000,133	1,000,642	1,000,793	968,894	(154)	(66,060)	902,988	90
まちづくり推進事業基金	36,723	36,759	36,778	36,779	36,780	(1)	(0)	36,781	100
長寿社会福祉基金	114,632	114,632	114,578	114,596	114,597	(19)	(0)	114,616	100
森林環境譲与税基金	-	3,308	580	1,212	1,213	(1)	(1,213)	1	-
新型コロナウイルス感染症対策基金	-	-	77,527	0	-	-	-	-	-
まち・ひと・しごと創生基金	-	-	-	-	14,600	(4,001)	(6,194)	12,407	-
合 計	5,263,906	5,458,582	5,545,097	5,682,810	5,704,975	(297,878)	(1,495,391)	4,507,462	86

※令和4年度末現在高及び令和5年度末現在高については、見込額

※指数は、平成30年度末現在高を100とした場合の令和5年度末現在高における値



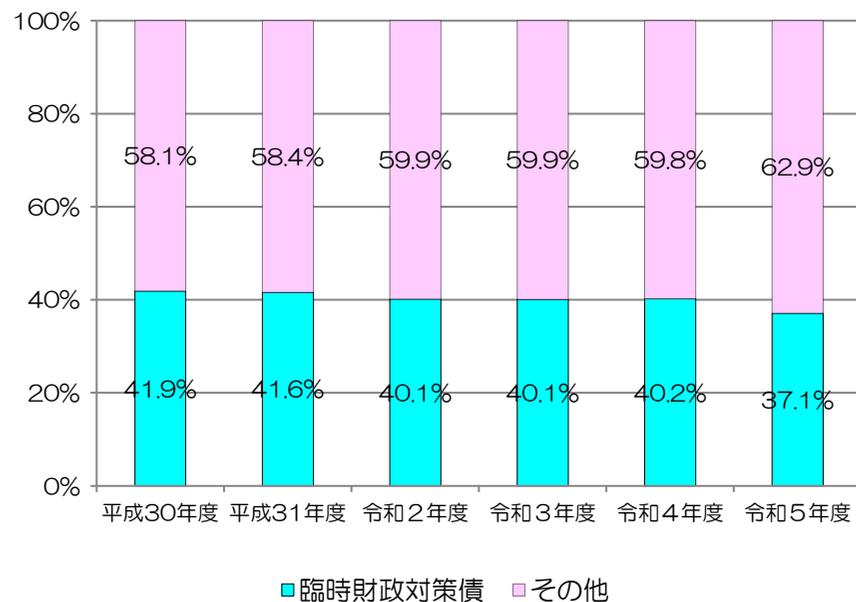
# 市債の状況

(単位：千円)

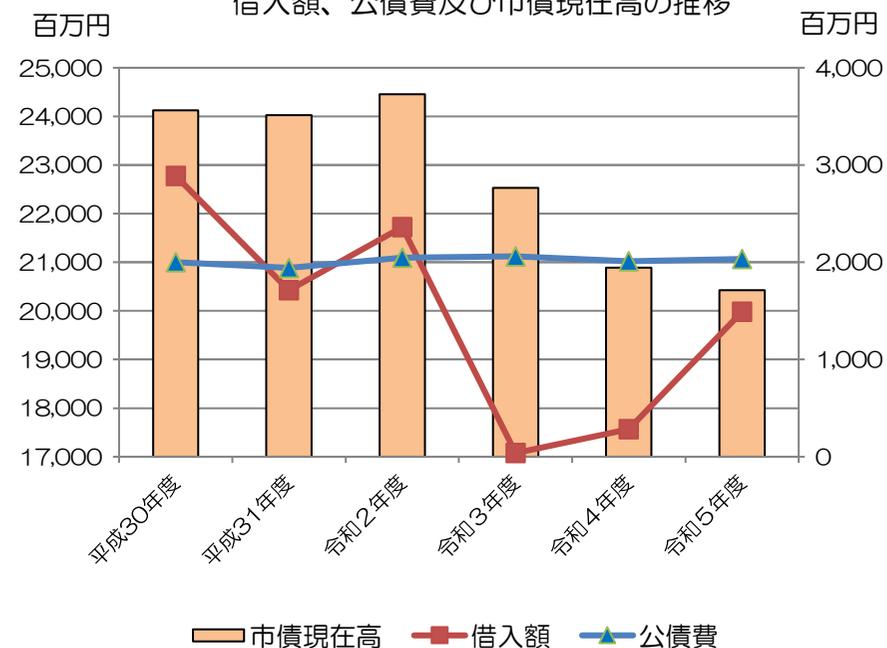
区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
借 入 額	2,887,706	1,712,690	2,361,652	37,600	281,783	1,491,602
うち臨時財政対策債	848,906	669,790	583,852	0	204,183	66,602
公 債 費	1,998,608	1,942,270	2,048,025	2,060,726	2,012,399	2,033,409
うち臨時財政対策債	775,439	808,434	805,256	801,607	849,138	907,738
市 債 現 在 高	24,123,210	24,026,219	24,454,744	22,531,597	20,886,423	20,423,657
うち臨時財政対策債	10,102,075	10,003,527	9,813,132	9,033,119	8,403,324	7,576,099

※令和3年度までは決算額、令和4年度は決算見込額、令和5年度は当初予算額

市債現在高の構成割合



借入額、公債費及び市債現在高の推移



令和5年度当初予算 歳入歳出予算調書（総括）

会計名 01一般会計

(単位：千円、%)

区分	款 名 称	本 年 度			前 年 度			増 減 額 ・ 率						構 成 比	
		予算額	特定財源	一般財源	予算額	特定財源	一般財源	金 額		特定財源		一般財源		本年度	前年度
		A=B+C	B	C	D=E+F	E	F	G=A-D	G/D	H=B-E	H/E	I=C-F	I/F		
入	市税	16,671,924	0	16,671,924	16,087,644	0	16,087,644	584,280	3.6	0	-	584,280	3.6	42.5	44.6
	地方譲与税	159,362	0	159,362	157,377	0	157,377	1,985	1.3	0	-	1,985	1.3	0.4	0.4
	利子割交付金	26,756	0	26,756	18,591	0	18,591	8,165	43.9	0	-	8,165	43.9	0.1	0.1
	配当割交付金	138,191	0	138,191	127,100	0	127,100	11,091	8.7	0	-	11,091	8.7	0.4	0.4
	株式等譲渡所得割交付金	133,752	0	133,752	144,750	0	144,750	△ 10,998	△ 7.6	0	-	△ 10,998	△ 7.6	0.3	0.4
	法人事業税交付金	257,104	0	257,104	162,885	0	162,885	94,219	57.8	0	-	94,219	57.8	0.7	0.5
	地方消費税交付金	2,189,973	0	2,189,973	1,870,303	0	1,870,303	319,670	17.1	0	-	319,670	17.1	5.6	5.2
	ゴルフ場利用税交付金	77,488	0	77,488	74,508	0	74,508	2,980	4.0	0	-	2,980	4.0	0.2	0.2
	環境性能割交付金	46,685	0	46,685	38,713	0	38,713	7,972	20.6	0	-	7,972	20.6	0.1	0.1
	国有提供施設等所在市町村助成交付金等	247,976	0	247,976	233,726	0	233,726	14,250	6.1	0	-	14,250	6.1	0.6	0.7
	地方特例交付金	122,785	0	122,785	113,092	0	113,092	9,693	8.6	0	-	9,693	8.6	0.3	0.3
	地方交付税	472,491	0	472,491	874,772	0	874,772	△ 402,281	△ 46.0	0	-	△ 402,281	△ 46.0	1.2	2.4
	交通安全対策特別交付金	9,625	0	9,625	10,067	0	10,067	△ 442	△ 4.4	0	-	△ 442	△ 4.4	0.0	0.0
	分担金及び負担金	334,018	334,018	0	329,649	329,649	0	4,369	1.3	4,369	1.3	0	0.0	0.9	0.9
	使用料及び手数料	741,275	739,153	2,122	705,658	703,536	2,122	35,617	5.0	35,617	5.1	0	0.0	1.9	2.0
	国庫支出金	5,915,875	5,915,875	0	6,358,605	6,358,605	0	△ 442,730	△ 7.0	△ 442,730	△ 7.0	0	0.0	15.1	17.6
	都支出金	6,654,566	6,654,566	0	5,926,326	5,926,326	0	728,240	12.3	728,240	12.3	0	0.0	17.0	16.4
	財産収入	306,186	7,153	299,033	177,290	146,385	30,905	128,896	72.7	△ 139,232	△ 95.1	268,128	867.6	0.8	0.5
	寄附金	18,895	15,686	3,209	8,180	4,854	3,326	10,715	131.0	10,832	223.2	△ 117	△ 3.5	0.0	0.0
繰入金	1,497,764	692,897	804,867	829,893	34,273	795,620	667,871	80.5	658,624	準皆増	9,247	1.2	3.8	2.3	
繰越金	300,000	0	300,000	300,000	0	300,000	0	0.0	0	-	0	0.0	0.8	0.8	
諸収入	1,380,707	1,347,729	32,978	1,040,536	1,008,336	32,200	340,171	32.7	339,393	33.7	778	2.4	3.5	2.9	
市債	1,491,602	1,425,000	66,602	477,335	138,100	339,235	1,014,267	212.5	1,286,900	931.9	△ 272,633	△ 80.4	3.8	1.3	
歳入合計	39,195,000	17,132,077	22,062,923	36,067,000	14,650,064	21,416,936	3,128,000	8.7	2,482,013	16.9	645,987	3.0	100.0	100.0	
出	議会費	302,902	0	302,902	282,829	0	282,829	20,073	7.1	0	-	20,073	7.1	0.8	0.8
	総務費	3,763,412	572,877	3,190,535	3,401,385	641,172	2,760,213	362,027	10.6	△ 68,295	△ 10.7	430,322	15.6	9.6	9.4
	民生費	17,777,397	10,214,600	7,562,797	17,002,726	9,600,669	7,402,057	774,671	4.6	613,931	6.4	160,740	2.2	45.4	47.2
	衛生費	3,775,583	1,799,077	1,976,506	3,366,812	1,792,755	1,574,057	408,771	12.1	6,322	0.4	402,449	25.6	9.6	9.3
	労働費	26,580	6,460	20,120	26,517	6,417	20,100	63	0.2	43	0.7	20	0.1	0.1	0.1
	農林費	100,915	41,002	59,913	77,592	13,498	64,094	23,323	30.1	27,504	203.8	△ 4,181	△ 6.5	0.3	0.2
	商工費	293,261	10,361	282,900	394,045	97,027	297,018	△ 100,784	△ 25.6	△ 86,666	△ 89.3	△ 14,118	△ 4.8	0.7	1.1
	土木費	4,606,113	2,016,856	2,589,257	3,686,220	942,719	2,743,501	919,893	25.0	1,074,137	113.9	△ 154,244	△ 5.6	11.7	10.2
	消防費	1,285,435	208,349	1,077,086	1,121,356	86,334	1,035,022	164,079	14.6	122,015	141.3	42,064	4.1	3.3	3.1
	教育費	5,179,993	2,247,095	2,932,898	4,643,934	1,453,623	3,190,311	536,059	11.5	793,472	54.6	△ 257,413	△ 8.1	13.2	12.9
	公債費	2,033,409	15,400	2,018,009	2,013,584	15,850	1,997,734	19,825	1.0	△ 450	△ 2.8	20,275	1.0	5.2	5.6
予備費	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000	0	0.0	0	-	0	0.0	0.1	0.1	
歳出合計	39,195,000	17,132,077	22,062,923	36,067,000	14,650,064	21,416,936	3,128,000	8.7	2,482,013	16.9	645,987	3.0	100.0	100.0	
歳入歳出差引額	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	-	-	

令和5年度当初予算 予算歳出性質別集計表

会計名 〇1一般会計

(単位：千円、%)

区 分	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	合 計		前年度		対前年度		
	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林費	商工費	土木費	消防費	教育費	公債費	予備費	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
人件費	272,486	2,167,860	1,072,438	266,212	0	45,846	56,172	361,952	919,333	833,323	0	0	5,995,622	15.3	5,911,019	16.4	84,603	1.4	
(職員給)	53,987	1,031,577	841,680	204,178	0	33,312	41,879	305,315	753,074	421,419	0	0	3,686,421	9.4	3,629,198	10.1	57,223	1.6	
(その他)	218,499	1,136,283	230,758	62,034	0	12,534	14,293	56,637	166,259	411,904	0	0	2,309,201	5.9	2,281,821	6.3	27,380	1.2	
扶助費	0	35,020	12,098,697	58,879	0	0	0	0	0	85,933	0	0	12,278,529	31.3	12,039,520	33.4	239,009	2.0	
公債費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,033,409	0	2,033,409	5.2	2,013,584	5.6	19,825	1.0	
(元利償還金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,033,309	0	2,033,309	5.2	2,013,484	5.6	19,825	1.0	
(一時借入金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	100	0.0	100	0.0	0	0.0	
小 計	272,486	2,202,880	13,171,135	325,091	0	45,846	56,172	361,952	919,333	919,256	2,033,409	0	20,307,560	51.8	19,964,123	55.4	343,437	1.7	
物件費	22,643	1,053,373	304,987	1,966,991	0	5,529	26,387	818,493	128,885	2,610,516	0	0	6,937,804	17.7	6,255,380	17.4	682,424	10.9	
維持補修費	0	17,746	461	4,590	0	0	0	41,505	1,796	100,886	0	0	166,984	0.4	140,016	0.4	26,968	19.3	
補助費等	7,773	123,122	1,002,649	1,445,454	26,580	49,540	210,702	298,692	58,779	142,661	0	0	3,365,952	8.6	3,466,813	9.6	△ 100,861	△ 2.9	
積立金	0	297,878	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	297,878	0.8	142,006	0.4	155,872	109.8	
投資・出資・貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
繰出金	0	0	2,895,697	0	0	0	0	1,777,484	0	0	0	0	4,673,181	11.9	4,012,402	11.1	660,779	16.5	
投資の経費	0	68,413	402,468	33,457	0	0	0	1,307,987	176,642	1,406,674	0	0	3,395,641	8.7	2,036,260	5.6	1,359,381	66.8	
普通建設	0	68,413	402,468	33,457	0	0	0	1,307,987	176,642	1,406,674	0	0	3,395,641	8.7	2,036,260	5.6	1,359,381	66.8	
(補助事業)	0	0	18,000	0	0	0	0	39,933	0	456,483	0	0	514,416	1.3	73,156	0.2	441,260	603.2	
(単独事業)	0	68,413	384,468	33,457	0	0	0	1,268,054	176,642	950,191	0	0	2,881,225	7.4	1,963,104	5.4	918,121	46.8	
災害復旧事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0	
合 計	予 算 額	302,902	3,763,412	17,777,397	3,775,583	26,580	100,915	293,261	4,606,113	1,285,435	5,179,993	2,033,409	50,000	39,195,000	100.0	36,067,000	100.0	3,128,000	8.7
	構 成 比	0.8	9.6	45.4	9.6	0.1	0.3	0.7	11.7	3.3	13.2	5.2	0.1	100.0					
前年度	予 算 額	282,829	3,401,385	17,002,726	3,366,812	26,517	77,592	394,045	3,686,220	1,121,356	4,643,934	2,013,584	50,000	36,067,000					
	構 成 比	0.8	9.4	47.2	9.3	0.1	0.2	1.1	10.2	3.1	12.9	5.6	0.1	100.0					
対前年度	増 減 額	20,073	362,027	774,671	408,771	63	23,323	△ 100,784	919,893	164,079	536,059	19,825	0	3,128,000					
	増 減 率	7.1	10.6	4.6	12.1	0.2	30.1	△ 25.6	25.0	14.6	11.5	1.0	0.0	8.7					

令和5年度当初予算 予算歳出節別集計表

会計名 01一般会計

(単位：千円、%)

区 分	01 議会費	02 総務費	03 民生費	04 衛生費	05 労働費	06 農林費	07 商工費	08 土木費	09 消防費	10 教育費	11 公債費	12 予備費	合 計		前年度		対前年度		
													予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
01報酬	118,787	476,970	75,450	24,502	0	6,366	6,953	1,015	28,532	322,622	0	0	1,061,197	2.7	1,019,664	2.8	41,533	4.1	
02給料	30,442	556,874	480,557	117,577	0	18,536	22,908	172,993	393,590	240,774	0	0	2,034,251	5.2	2,013,130	5.6	21,121	1.0	
03職員手当	77,200	529,811	361,123	86,601	0	14,776	18,971	132,322	359,484	189,405	0	0	1,769,693	4.5	1,733,056	4.8	36,637	2.1	
04共済費	46,057	310,369	155,308	37,285	0	6,168	7,340	55,622	137,727	80,522	0	0	836,398	2.1	828,176	2.3	8,222	1.0	
05災害補償費	0	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0.0	96	0.0	7	7.3	
07報償費	165	8,983	17,408	2,756	0	725	1,167	1,728	1,092	20,193	0	0	54,217	0.2	43,688	0.1	10,529	24.1	
08旅費	3,124	2,740	548	78	0	335	92	319	1,465	928	0	0	9,629	0.0	10,738	0.0	△ 1,109	△ 10.3	
09交際費	600	1,054	0	0	0	60	0	0	335	870	0	0	2,919	0.0	2,889	0.0	30	1.0	
10需用費	1,270	103,473	24,388	92,806	0	558	2,401	64,748	41,340	1,139,579	0	0	1,470,563	3.7	1,267,823	3.6	202,740	16.0	
01消耗品費	1,250	20,169	7,911	78,970	0	392	1,075	6,206	22,742	202,049	0	0	340,764	0.9	345,673	1.0	△ 4,909	△ 1.4	
02燃料費	0	3,243	168	54	0	3	0	0	5,155	3,285	0	0	11,908	0.0	11,325	0.0	583	5.1	
03食糧費	20	218	13	56	0	9	0	0	4,034	992	0	0	5,342	0.0	10,417	0.0	△ 5,075	△ 48.7	
04印刷製本費	0	5,287	1,949	6,465	0	154	612	2,608	41	7,192	0	0	24,308	0.1	21,514	0.1	2,794	13.0	
05光熱水費	0	50,443	5,209	2,296	0	0	0	51,150	4,084	372,712	0	0	485,894	1.2	325,559	0.9	160,335	49.2	
06修繕料	0	24,113	1,434	4,680	0	0	714	4,784	5,284	134,554	0	0	175,563	0.4	136,591	0.4	38,972	28.5	
07賄材料費	0	0	7,704	0	0	0	0	0	0	418,795	0	0	426,499	1.1	416,621	1.2	9,878	2.4	
09医薬材料費	0	0	0	285	0	0	0	0	0	0	0	0	285	0.0	123	0.0	162	131.7	
11役務費	223	71,702	16,181	8,086	0	0	860	1,545	19,849	97,363	0	0	215,809	0.6	208,187	0.6	7,622	3.7	
12委託料	13,791	614,749	4,641,511	1,916,959	0	4,576	21,123	920,008	56,619	1,450,865	0	0	9,640,201	24.6	8,994,094	24.9	646,107	7.2	
13使用料・賃借料	3,559	274,159	18,771	1,937	0	0	1,943	52,841	17,826	159,771	0	0	530,807	1.4	504,299	1.4	26,508	5.3	
14工事請負費	0	56,201	204,085	32,995	0	0	0	698,340	59,644	546,034	0	0	1,597,299	4.1	570,895	1.6	1,026,404	179.8	
15原材料費	0	336	41	0	0	0	0	2,450	212	1,582	0	0	4,621	0.0	5,050	0.0	△ 429	△ 8.5	
16公有財産購入費	0	0	0	0	0	0	0	161,449	0	0	0	0	161,449	0.4	330,420	0.9	△ 168,971	△ 51.1	
17備品購入費	76	17,246	621	603	0	0	0	442	110,643	44,029	0	0	173,660	0.4	121,674	0.3	51,986	42.7	
18負担金補助・交付金	7,608	403,377	1,044,441	1,442,855	26,580	48,815	209,503	400,090	55,340	115,171	0	0	3,753,780	9.6	3,582,341	9.9	171,439	4.8	
19扶助費	0	0	7,841,266	10,466	0	0	0	0	0	85,933	0	0	7,937,665	20.3	7,793,130	21.6	144,535	1.9	
20貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
21補償補填・賠償金	0	100	0	0	0	0	0	162,717	750	1,173	0	0	164,740	0.4	96,235	0.3	68,505	71.2	
22償還金利子・割引料	0	37,000	1	77	0	0	0	0	0	683,179	2,033,409	0	2,753,666	7.0	2,736,050	7.6	17,616	0.6	
23投資・出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
24積立金	0	297,878	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	297,878	0.8	142,006	0.4	155,872	109.8	
26公課費	0	287	0	0	0	0	0	0	987	0	0	0	1,274	0.0	957	0.0	317	33.1	
27繰出金	0	0	2,895,697	0	0	0	0	1,777,484	0	0	0	0	4,673,181	11.9	4,012,402	11.1	660,779	16.5	
28予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0.1	50,000	0.2	0	0.0	
合 計	予 算 額	302,902	3,763,412	17,777,397	3,775,583	26,580	100,915	293,261	4,606,113	1,285,435	5,179,993	2,033,409	50,000	39,195,000	100.0	36,067,000	100.0	3,128,000	8.7
	構 成 比	0.8	9.6	45.4	9.6	0.1	0.3	0.7	11.7	3.3	13.2	5.2	0.1	100.0					
前年度	予 算 額	282,829	3,401,385	17,002,726	3,366,812	26,517	77,592	394,045	3,686,220	1,121,356	4,643,934	2,013,584	50,000	36,067,000					
	構 成 比	0.8	9.4	47.2	9.3	0.1	0.2	1.1	10.2	3.1	12.9	5.6	0.1	100.0					
対前年度	増 減 額	20,073	362,027	774,671	408,771	63	23,323	△ 100,784	919,893	164,079	536,059	19,825	0	3,128,000					
	増 減 率	7.1	10.6	4.6	12.1	0.2	30.1	△ 25.6	25.0	14.6	11.5	1.0	0.0	8.7					

# 令和5年度予算の特徴

## I. 子育て・教育・文化

～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

### 1. 育ち育てる力の充実〔8,583,043 千円〕

#### (1) 育ち育てる環境の充実

- 新** (仮称)稲城市こども計画の策定
- レ** 第三文化センター児童館の民営化
- レ** 第三文化センター学童クラブの民営化
- レ** 放課後子ども教室事業の拡充(試行実施)
- 建** (仮称)第三小学校学童クラブ建設工事基本設計及び実施設計等委託
- 建** 南山小学校学童クラブ増築工事



#### (2) 育ち育てる相談・支援体制の充実

- 新** 高校生等の医療費助成事業
- レ** 多胎妊婦健康診査費用の一部助成
- レ** 子どもショートステイ事業の委託先変更
- レ** スクールソーシャルワーカーの体制強化



#### (3) 青少年の健全育成



### 2. 生きぬく力の育成〔3,386,815 千円〕

#### (1) 義務教育の内容の充実

- 新** 第四次稲城市教育振興基本計画の策定
- 新** 中学生を対象とした情報教育(プログラミング教育)推進事業(試行実施)
- レ** 小学校夏季休業期間水泳指導における外部指導員の導入



#### (2) 教育環境の充実

- 新** 統合型校務支援システムの導入
- 新** 稲城市立学校適正学区等検討委員会の設置
- 建** 稲城第三小学校校舎建替工事基本設計及び実施設計等委託
- 建** 平尾小学校普通教室整備工事
- 建** 南山小学校校舎増築工事
- 建** 稲城第二中学校校舎屋上防水及び外壁改修工事
- 建** 稲城市立小中学校体育館等バリアフリースイレ設置工事設計委託



### 3. 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興〔926,070千円〕

#### (1)生涯学習の推進

- 新** 稲城市立公民館50周年式典
- 新** 稲城市立図書館50周年式典
- 新** 第四文化センター乗用エレベーター修繕
- 建** 第三文化センター空調設備改修工事



#### (2)歴史・文化・芸術の振興

- レ** デジタルアーカイブ化を目的とした文化財事業の拡充



## II. 保健・医療・福祉

～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

### 1. 健やかな暮らしと医療の充実〔1,294,750千円〕

#### (1)健康づくりの推進

#### (2)地域医療体制の充実

- ・市立病院改築工事(産科病棟改修工事等)

#### (3)市立病院の充実

- ・市立病院機器・備品購入(放射線治療装置(リニアック)の更新等)



### 2. 安心して暮らせる地域福祉〔6,407,366千円〕

#### (1)地域福祉の展開

- 新** ふれあいセンター平尾の移転に係る補助金の交付

- 建** ハンディキャブ車両更新に係る補助金の交付

#### (2)高齢者福祉の充実

- 建** 認知症高齢者グループホーム及び看護小規模多機能型居宅介護の併設型事業所の整備



#### (3)障害者(児)福祉の充実

- 新** (仮称)稲城市障害福祉計画の策定
- 新** 障害者地域生活移行支援事業補助金
- 新** 障害福祉サービスヘルパー事業等促進・育成補助金
- 新** 発達支援センター分室開設準備
- 建** 在宅心身障害者(児)緊急一時保護施設整備費補助金
- 建** 発達支援センター分室整備工事
- 建** 重症心身障害児(者)等通所施設開設準備



#### (4)生活の安定と自立への支援の充実



### 3. 公的医療保険と年金制度の推進〔2,026,950千円〕

- レ 国民健康保険出産育児一時金の引上げ



## Ⅲ. 環境・経済・観光

### ～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

#### 1. 地域循環共生圏形成の推進〔2,103,585千円〕

##### (1) 環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進



- 新** カーボンニュートラルの推進(その1：(仮称)稲城市カーボンニュートラル推進計画の策定)
- レ カーボンニュートラルの推進(その2：太陽光発電設備の設置及び照明のLED化の推進)
- レ カーボンニュートラルの推進(その3：カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金)

##### (2) 循環型社会づくり



- 新** プラスチックごみ再資源化事業
- 新** ガラス類・陶磁器類再資源化事業

##### (3) 良好な生活環境の保持・増進



##### (4) 生物多様性の保全



#### 2. 豊かな水と緑のあるまちづくり〔508,439千円〕

##### (1) 自然環境の保全と緑の創出

- レ 樹林地・里山管理に関するボランティア制度の創設・運営((仮称)いなぎ里山レンジャー)
- 建** 漆原緑地法面改修事業
- 建** 天神山東緑地整備工事



##### (2) 水と緑・公園の魅力の向上

- 建** 吉方公園改修整備事業



#### 3. 活力あふれるまちづくりと魅力の発信〔556,979千円〕

##### (1) 持続可能な都市農業の振興



##### (2) 商工業の活性化



##### (3) スポーツ・レクリエーション活動の振興



##### (4) 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進

- 新** メカニカルキャラクター大河原賞コンテスト事業(「メカニックデザイナー大河原邦男プロジェクト」)
- 新** 東京都8市GOOD CYCLE JAPAN推進モデルルート事業



## IV. 都市基盤整備・消防・防犯

～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

### 1. 安心して暮らせるまちづくり〔1,903,495 千円〕

#### (1) 計画的で適切な土地利用の推進

**新** (仮称)稲城市まちづくり条例策定方針検討支援業務委託



#### (2) 市街地の整備

- ・ 公共施行土地区画整理事業業務委託
- ・ 組合施行土地区画整理事業補助金



#### (3) 市街地の再生



### 2. 便利で快適な生活環境の整備〔1,817,216 千円〕

#### (1) 道路環境の向上

- ・ 多7・5・3号線新設整備事業

**建** 市道531号線整備事業

- ・ 市道638号線等整備事業
- ・ 市道11号線整備事業

**建** 市道456号線整備事業(鶴川街道(百村区間)整備に伴う市道取付道路の整備)

- ・ 多3・4・12号読売ランド線受託事業

**建** 橋梁長寿命化修繕工事



#### (2) 交通環境(モビリティ)の向上

**建** 稲城駅南口駅前広場整備事業

**建** 京王よみうりランド駅南口駅前広場整備事業



#### (3) 衛生環境の向上

- ・ 南山東部土地区画整理事業関連下水道工事
- ・ 下水道污水管工事



#### (4) 総合的な水害対策の推進

**新** 雨水(内水)浸水想定区域図の作成

**建** 管堀整備事業

**建** 大丸谷戸川排水樋門電動化工事

**建** 押立堀排水機場高圧受変電設備交換工事



### 3. 安全で安心な暮らしを守る対策〔451,876千円〕

#### (1) 消防体制の充実

- 建** 広報車の更新
- 建** 消防団消防ポンプ自動車の更新
- 建** 消防団第三分団詰所改修工事



#### (2) 救急医療体制の充実

#### (3) 地域防災活動の推進

- レ** 地震自動解錠ボックスの新設等
- 建** 防災行政無線子局の移設

#### (4) 防犯活動の推進

#### (5) 安全で安心な消費生活の推進



## V. 市民・行政 ～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

### 1. 互いに尊重し合う意識の醸成〔3,560千円〕



### 2. コミュニティの充実と交流の推進〔95,266千円〕

#### (1) コミュニティの育成支援

- 建** 大丸地区会館トイレ改修工事

#### (2) 都市間交流・多文化交流の推進



### 3. 市民が参加するまちづくり〔38,993千円〕

#### (1) 市民と行政の情報の共有

#### (2) 市民協働の推進



## 4. 持続可能な自治体運営〔3,993,542千円〕

### (1) 健全な行財政運営

レ 稲城市庁舎の施設設備における災害対策

建 稲城市庁舎屋上防水改修工事

建 稲城消防署空調設備改修工事設計委託

建 学校給食共同調理場第一調理場建替移転事業



### (2) 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置

### (3) 情報システムを活用した行政サービスの向上

新 公共施設における貸出用Wi-Fiの整備

新 地方公共団体情報システムの標準化

レ eLTAX地方税共通納税システム税目拡大に伴う納税環境の整備

レ 公共施設予約システム対象施設の追加(福祉センター追加)

見 いなぎFree Wi-Fiの機器の入替



## 令和5年度予算の特徴の補足説明

### 新規事業

(単位：千円)

部局	事業	5年度 予算額	事業内容
企画部	(企画政策課・市民協働課・スポーツ推進課・生涯学習課・図書館課) 公共施設における貸出用Wi-Fiの整備	414	市民等へ貸し出す会議室等において、貸出用Wi-Fiを配備する。
	(ICT推進課) 地方公共団体情報システムの標準化	28,820	地方公共団体情報システムの標準化に向けて基礎調査及び移行計画の策定を行い、令和7年度末までの移行を目指す。
産業 文化 部	(観光課) メカニカルキャラクター大河原賞コンテスト事業(「メカニックデザイナー大河原邦男プロジェクト」)	4,026	メカデザイナーズサミットに代わる新たな事業として、メカニカルキャラクターデザインを募集し、最優秀賞となる「大河原賞」を決めるコンテストを実施する。
	(観光課) 東京都8市GOOD CYCLE JAPAN推進モデルルート事業	21	東京2020オリンピック競技大会自転車競技ロードレースコースについて、国土交通省が推進する「GOOD CYCLE JAPAN推進モデルルート」への指定を目指し、官民連携による協議会の設立や活用方針の作成を行う。
福祉 部	(生活福祉課) ふれあいセンター平尾の移転に係る補助金の交付	964	平尾小学校内から、平尾団地商店街に移転するための改修費用等について補助を行う。
	(障害福祉課) (仮称)稲城市障害福祉計画の策定	2,095	現在の「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を一体とした(仮称)稲城市障害福祉計画を策定する。
	(障害福祉課) 障害者地域生活移行支援事業補助金	1,200	障害者支援施設から地域移行した重度の障害者を受け入れたグループホームに対して、移行当初の支援に要する経費の一部補助を行う。
	(障害福祉課) 障害福祉サービスヘルパー事業等促進・育成補助金	5,500	障害福祉サービスヘルパー人材の不足に対処し、人材の育成を図るため、雇用及び資格取得等に係る補助を行う。
	(障害福祉課・指導課) 発達支援センター分室開設準備	13,371	旧第四保育園施設を活用し、発達支援センター分室及び教育相談室分室を開設するために必要な備品等の購入等、開設準備を行う。
子ども 福祉 部	(児童青少年課・子育て支援課・子ども家庭支援センター課) (仮称)稲城市こども計画の策定	3,273	市の実情に応じた総合的なこども施策を推進するため、(仮称)稲城市こども計画を策定する。
	(子育て支援課) 高校生等の医療費助成事業	64,289	高校生等の医療費助成事業を東京都の制度に準じて開始し、高校生等に係る医療費の一部を助成する。

都市建設部	(まちづくり計画課) (仮称)稲城市まちづくり 条例策定方針検討支援業 務委託	2,423	(仮称)稲城市まちづくり条例の制定に向けて、策定方針を検討するにあたり、専門知識等を活用した支援業務を委託する。
都市環境整備部	(緑と環境課・企画政策課) カーボンニュートラルの推進 (その1:(仮称)稲城市カーボ ンニュートラル推進計画の策 定)	10,345	市のカーボンニュートラルを推進するにあたり、(仮称)稲城市カーボンニュートラル推進計画を策定する。
	(生活環境課) プラスチックごみ再資源 化事業	470,968	プラスチックごみの再資源化事業の開始にあたり、令和5年4月から分別収集委託、積替え保管・運搬委託、中間処理委託、再商品化処理委託を行う。
	(生活環境課) ガラス類・陶磁器類再資 源化事業	8,013	ガラス類・陶磁器類の再資源化事業の開始にあたり、令和5年4月から選別処理等業務委託、再資源化等業務委託を行う。
	(下水道課) 雨水(内水)浸水想定区域 図の作成	22,781	集中豪雨や度重なる台風の到来による浸水被害対策として、現在の市の整備状況の評価と、今後の稲城市公共下水道における雨水管理総合計画策定に活用するため、雨水(内水)浸水想定区域図の作成を行う。
教育委員会	(教育総務課) 第四次稲城市教育振興基 本計画の策定	2,951	現行の第三次教育振興基本計画の計画期間が令和6年度で終了となることから、次期計画(令和7年度から11年度まで)を令和5年度及び6年度の2か年で策定する。
	(教育総務課) 統合型校務支援システム の導入	41,177	教員が担う校務の効率化を図り、児童・生徒と向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図るため、教務系、保健系、学籍系、学校事務系を統合した、統合型校務支援システムを導入する。
	(学務課) 稲城市立学校適正学区等 検討委員会の設置	731	通学上の安全や学校規模と児童・生徒数との均衡、地域性に配慮した良好な教育環境を確保するため、学校の適正規模や通学区域等について委員会を組織し、検討の上報告を得る。
	(指導課) 中学生を対象とした情報 教育(プログラミング教 育)推進事業(試行実施)	—	中学校技術科の学習内容に対応したブラウザ完結型プログラミング学習教材を導入し、令和5年度の無償期間中に試行実施する。
	(生涯学習課) 稲城市立公民館50周年 式典	549	令和5年6月に稲城市立公民館は開館50周年を迎えることから、周年記念事業として、式典と公演を実施する。
	(生涯学習課・建築保全課) 第四文化センター乗用エ レベーター修繕	28,094	エレベーターを今後も安全かつ快適に使用するため、制御盤やかご、駆動装置等を交換する修繕を行う。
	(図書館課) 稲城市立図書館50周年 式典	713	令和5年6月に稲城市立図書館は開館50周年を迎えることから、周年記念事業として、式典と講演会を実施する。

## レベルアップ

部局	事業	5年度 予算額 (影響額)	事業内容
企画部	(企画政策課・緑と環境課) カーボンニュートラルの推進(その2:太陽光発電設備の設置及び照明のLED化の推進)	— (—)	カーボンニュートラルの推進の一環として、太陽光発電設備の設置及び照明のLED化の推進を図る。
総務部	(財産管理課・企画政策課・建築保全課) 稲城市庁舎の施設設備における災害対策	4,890 (890)	稲城市庁舎の施設設備における災害対策として、浸水対策修繕、雑用水高架水槽への給水に係る連結送水管分岐修繕を実施する。
市民部	(収納課) eLTAX地方税共通納税システム税目拡大に伴う納税環境の整備	6,149 (△848)	市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の各税目について、eLTAXを利用した電子納税環境の整備を行う。 ※上記に係る費用について、令和6年度より地方税共同機構負担金が発生
	(保険年金課) 国民健康保険出産育児一時金の引上げ	27,500 (4,400)	被保険者の出産に係る経済的負担を軽減し、子育て世代の支援を図るため、出産育児一時金の支給額を現行の42万円から8万円引き上げ、50万円とする。
福祉部	(生活福祉課・ICT推進課) 公共施設予約システム対象施設の追加(福祉センター追加)	1,177 (1,177)	公共施設予約システムの対象施設に福祉センターを追加し、利用者の利便性の向上及び施設管理業務の効率化を図る。
子ども	(児童青少年課) 第三文化センター児童館の民営化	16,606 (△333)	利用者の多様なニーズに対応するため、新たに第三文化センター児童館を民営化する。
	(児童青少年課) 第三文化センター学童クラブの民営化	17,382 (△465)	利用者の多様なニーズに対応するため、新たに第三文化センター学童クラブを民営化する。
福祉部	(子ども家庭支援センター課) 子どもショートステイ事業の委託先変更	2,659 (△95)	現在調布市内の施設で実施している子どもショートステイについて、市内施設に委託先を変更する。
	(おやこ包括支援センター課) 多胎妊婦健康診査費用の一部助成	227 (227)	単体妊娠より頻回な妊婦健診の受診が推奨されている多胎妊婦に対し、現在補助を行っている14回を超えた健診費用について5回を限度に助成を行う。

都市環境整備部	(緑と環境課) カーボンニュートラルの推進(その3:カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金)	9,060 (3,275)	既存のカーボンニュートラル住宅設備等導入費補助金について、補助件数等を拡充し、市民単位でのカーボンニュートラルを推進する。
	(緑と環境課) 樹林地・里山管理に関するボランティア制度の創設・運営((仮称)いなぎ里山レンジャー)	1,543 (1,451)	里山管理の支援を行うため、外部講師による講習に加え、新たに資機材の貸与、里山活動マップ作成による情報提供を行う。
消防本部	(防災課) 地震自動解錠ボックスの新設等	1,209 (1,209)	現在設置している地震自動解錠ボックスについて、避難所の早期開設を図るため設置場所を再検討した上で、新設及び移設を行う。
教育部	(指導課) スクールソーシャルワーカーの体制強化	12,629 (11,354)	児童生徒を取り巻く環境が複雑多様化し、支援や連携が必要な児童・生徒が増加しているため、不登校等の課題を抱える児童・生徒について、訪問支援等の体制強化を行う。
	(指導課) 小学校夏季休業期間水泳指導における外部指導員の導入	1,200 (1,200)	小学校夏季休業期間中の水泳指導について、教員と水泳指導ができる外部人材を組み合わせる体制で実施する。
	(生涯学習課) 放課後子ども教室事業の拡充(試行実施)	10,713 (10,713)	放課後子ども教室でのおやつ提供及び18時までの利用時間延長について、令和5年4月から全ての放課後子ども教室で試行実施する。
	(生涯学習課) デジタルアーカイブ化を目的とした文化財事業の拡充	5,614 (5,614)	文化財の一層の利活用に向け、デジタルアーカイブ化に取り組むとともに、執務室の移転・会計年度任用職員の雇用を行う。

## 見直し

部局	事業	5年度 予算額 (影響額)	事業内容
企画部	(企画政策課・財産管理課・観光課・図書館課) いなぎFree Wi-Fiの機器の入替	1,245 (△165)	平成28年9月から導入している「いなぎFree Wi-Fi」について、地域BWAを活用したサービスへ変更する。

## 普通建設事業

部局	事業	事業内容
総務部	(総務契約課・建築保全課) 大丸地区会館トイレ改修工事	施設利用者にとって、より使い易いトイレを整備するため、バリアフリースイッチ等への改修工事を行う。
	(財産管理課・建築保全課) 稲城市庁舎屋上防水改修工事	経年劣化による不具合が生じているため、屋上防水改修工事を行う。
福祉部	(生活福祉課) ハンディキャブ車両更新に係る補助金の交付	社会福祉協議会がハンディキャブ事業で使用している車両のうち1台について、車両更新のための補助を行う。
	(高齢福祉課) 認知症高齢者グループホーム及び看護小規模多機能型居宅介護の併設型事業所の整備	認知症高齢者グループホーム及び看護小規模多機能型居宅介護の併設型事業所の整備に係る補助を行う。
	(障害福祉課) 在宅心身障害者(児)緊急一時保護施設整備費補助金	在宅心身障害者(児)緊急一時保護事業の委託先施設の整備に係る補助を行う。
	(障害福祉課・指導課・建築保全課) 発達支援センター分室整備工事	旧第四保育園施設を活用し、発達支援センター分室及び教育相談室分室を開設するための整備工事を行う。
	(障害福祉課) 重症心身障害児(者)等通所施設開設準備	旧第四保育園施設を活用し、重症心身障害や医療的ケアを必要とする児(者)が対象の通所事業所を開設するための整備等を行う。
子ども福祉部	(児童青少年課・建築保全課) (仮称)第三小学校学童クラブ建設工事基本設計及び実施設計等委託	稲城第三小学校の建替えに向けた委託に合わせ、(仮称)第三小学校学童クラブの建設工事基本設計及び実施設計等委託を行う。
	(児童青少年課・建築保全課) 南山小学校学童クラブ増築工事	土地区画整理事業の進捗に伴い、児童数の増加が見込まれるため、南山小学校学童クラブ増築工事を行う。

都	(土木課) 稲城駅南口駅前広場整備事業	既存レイアウトを見直し、駅利用者及び市民の安全性・利便性向上を図るとともに、都市基盤整備に伴うバス乗車場の増設等に向けた詳細設計等を行う。
	(土木課) 京王よみうりランド駅南口駅前広場整備事業	既存レイアウトを見直し、駅利用者及び市民の安全性・利便性向上を図るとともに、都市基盤整備に伴うバス乗車場の増設等に向けた詳細設計等を行う。
市	(土木課) 市道531号線整備事業	歩行者等の通行の円滑化や周辺住民の安全性確保のため、道路の拡幅及び擁壁整備に向けて、測量及び詳細設計を行う。
	(土木課) 市道456号線整備事業(鶴川街道(百村区間)整備に伴う市道取付道路の整備)	歩行者等の通行の円滑化や安全性確保のため、東京都の鶴川街道の整備計画に合わせた道路拡幅整備に向けて、測量を行う。
建	(土木課) 菅堀整備事業	護岸が未整備である区間を整備するため、護岸改修工事を実施する。
	(管理課) 橋梁長寿命化修繕工事	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、稲城中央橋の修繕工事及び補助市道2号線跨線橋の詳細設計委託を実施する。
設	(管理課) 大丸谷戸川排水樋門電動化工事	水門を災害時に安全かつ迅速に開閉作業ができるように電動化工事を実施する。
	(管理課) 押立堀排水機場高圧受変電設備交換工事	押立堀排水機場の老朽化に伴う修繕計画の中で、令和5年度は機械室にある高圧受変電設備の交換工事を実施する。
都市環境整備部	(緑と環境課) 吉方公園改修整備事業	誰もが遊べる公園として整備するにあたり、令和5年度は基本設計等を実施する。
	(緑と環境課) 漆原緑地法面改修事業	隣接する民有地の安全性を確保するため、法面改修工事に向けて、令和5年度は法面測量を実施する。
	(緑と環境課) 天神山東緑地整備工事	樹林地の保全を行うにあたり、残存施設の撤去及び管理柵等の設置工事を実施する。

消 防 本 部	(消防総務課・財産管理課・建築保全課) 稲城消防署空調設備改修工事設計委託	経年劣化した空調設備について、改修工事に向けた設計委託を行う。
	(消防総務課) 広報車の更新	火災予防広報や避難広報活動に使用している車両について、経年劣化している車両の更新を行う。
	(防災課) 消防団消防ポンプ自動車の更新	第一・二・四・五分団の消防団ポンプ自動車を、各分団、車両性能の平準化を図るため4台同時に更新する。
	(防災課・建築保全課) 消防団第三分団詰所改修工事	経年劣化している外壁及び屋上防水改修工事を行うとともに、女性用更衣室・トイレを新設する。
	(防災課) 防災行政無線子局の移設	平尾住宅の第1、第2給水塔に設置している防災行政無線子局について、給水塔が撤去されることに伴い移設する。
教 育 部	(教育総務課・建築保全課) 稲城第三小学校校舎建替工事基本設計及び実施設計等委託	校舎基本調査等委託の結果等を踏まえ、整備手法を総合的に評価し、全面建替えが最も優位であるとの結果となったことから、建替えに向けた基本設計及び実施設計等委託を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 平尾小学校普通教室整備工事	令和6年度に、児童数が増加することにより普通教室の不足が見込まれるため、現在、ふれあいセンターとして利用している部屋を普通教室として利用できるように工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 南山小学校校舎増築工事	土地区画整理事業の進捗による児童数の増加に対応するため、校舎増築工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 稲城第二中学校校舎屋上防水及び外壁改修工事	経年劣化により校舎の雨漏り等が生じているため、屋上防水及び外壁改修工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 稲城市立小中学校体育館等バリアフリートイレ設置工事設計委託	災害時の避難所に指定している小中学校において、バリアフリートイレが未設置の体育館等について、設置工事の設計委託を行う。
	(学務課・財産管理課・区画整理課) 学校給食共同調理場第一調理場建替移転事業	旧第一調理場の跡地整備として、区画整理等を実施する。
	(生涯学習課・建築保全課) 第三文化センター空調設備改修工事	経年劣化した空調設備について、一部改修工事を行う。

## 引上げ分の地方消費税交付金を充てる社会保障施策に要する経費

地方消費税率が引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収入は全て社会保障施策に要する経費に充てることとなりました。

引上げ分の地方消費税交付金を充てる事業は、下表のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金のうち、地方消費税率引上げに伴う増収分 1,390,664 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 17,738,612 千円

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・都 支出金	その他 特定財源	引上げ分の 地方消費税	差 引 一般財源
社会福祉	心身障害者福祉費	2,192,045	1,351,800	199,204	73,020	568,021
	老人福祉費	279,116	207,668	5,462	16,299	49,687
	児童福祉総務費	29,717	15,095	1,316	1,516	11,790
	児童処遇費	8,249,936	5,309,834	279,851	657,118	2,003,133
	保育所費	33,035	374	21,334	2,797	8,530
	児童館費	58,263	750	0	6,551	50,962
	学童クラブ費	400,252	378,410	5,000	1,919	14,923
	扶助費（生活保護費）	2,383,631	1,858,692	26,245	56,806	441,888
	幼稚園費	54,622	34,512	0	4,968	15,142
小 計	13,680,617	9,157,135	538,412	820,994	3,164,076	
社会保険	国民健康保険事業費	1,130,579	198,455	1	106,177	825,946
	介護保険事業費	872,937	52,335	0	202,700	617,902
	後期高齢者事業費	892,181	117,171	0	191,439	583,571
小 計	2,895,697	367,961	1	500,316	2,027,419	
保健衛生	保健衛生総務費	104,255	29,942	0	8,465	65,848
	予防費	385,358	140,765	2,731	27,550	214,312
	病院事業費	672,685	380,000	0	33,339	259,346
小 計	1,162,298	550,707	2,731	69,354	539,506	
合 計	17,738,612	10,075,803	541,144	1,390,664	5,731,001	

## 都市計画税の充当事業

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費に充てるために課税する目的税です。都市計画税及び都市計画事業資金積立基金繰入金を充てる事業は下表のとおりです。

(歳入) 都市計画税 1,373,077千円  
 (歳入) 都市計画事業資金積立基金繰入金 17,057千円  
 (単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	都市計画税・基金繰入金	差引一般財源
都市計画事業 (普通建設事業)	157,409	0	97,111	0	60,298	0
都市計画事業 (公債費元利償還金)	230,458	0	0	0	230,458	0
下水道事業 (公共下水道事業)	469,613	59,300	2,965	407,348	0	0
下水道事業 (流域下水道事業)	75,263	0	0	75,263	0	0
下水道事業 (公債費元金償還金)	397,707	0	0	385,935	11,772	0
土地区画整理事業 (普通建設事業)	3,289,964	898,110	640,324	660,310	1,087,606	3,614
合計	4,620,414	957,410	740,400	1,528,856	1,390,134	3,614

## 森林環境譲与税の充当事業

森林環境譲与税は、森林の整理及びその促進に関する施策に要する経費に充てるために国から譲与される地方譲与税です。森林環境譲与税及び森林環境譲与税基金繰入金を充てる事業は下表のとおりです。

(歳入) 森林環境譲与税 9,751千円  
 (歳入) 森林環境譲与税基金繰入金 1,213千円  
 (単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	森林環境譲与税・基金繰入金	差引一般財源
稲城ふれあいの森事業 (ナラ枯れ防除委託)	2,863	0	1,431	0	1,432	0
公園等維持管理事業 (ナラ枯れ防除委託)	13,978	0	6,989	0	6,989	0
自然環境保全緑化推進事業 (ナラ枯れ対策事業補助金)	2,000	0	1,000	0	1,000	0
自然環境保全緑化推進事業 (樹林地・里山管理に関するボランティア制度の創設・運営 (仮称)いなぎ里山レンジャー)	1,543	0	0	0	1,543	0
合計	20,384	0	9,420	0	10,964	0

## 議案概要説明書

議案番号	第11号	担当課	市民部保険年金課
件名	令和5年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算		

### 【概要】

令和5年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ78億8,909万3,000円で、前年度当初予算と比較して1.1%、額にして8,213万9,000円の増となっています。主な要因は、国民健康保険事業費納付金等の増によるものです。

### 【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

款等の区分		令和5年度	令和4年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	国民健康保険税	1,513,947	1,544,988	△31,041	△2.0
	都支出金	5,227,283	5,287,170	△59,887	△1.1
	繰入金	1,130,580	959,788	170,792	17.8
	諸収入等	17,283	15,008	2,275	15.2
	合計	7,889,093	7,806,954	82,139	1.1
歳出	保険給付費	5,058,162	5,103,399	△45,237	△0.9
	国民健康保険事業費納付金	2,684,025	2,560,729	123,296	4.8
	保健事業費	94,860	98,420	△3,560	△3.6
	総務費等	52,046	44,406	7,640	17.2
	合計	7,889,093	7,806,954	82,139	1.1

## 歳入歳出年度別経理状況

[歳入]

(特に表示がないときは単位 千円)

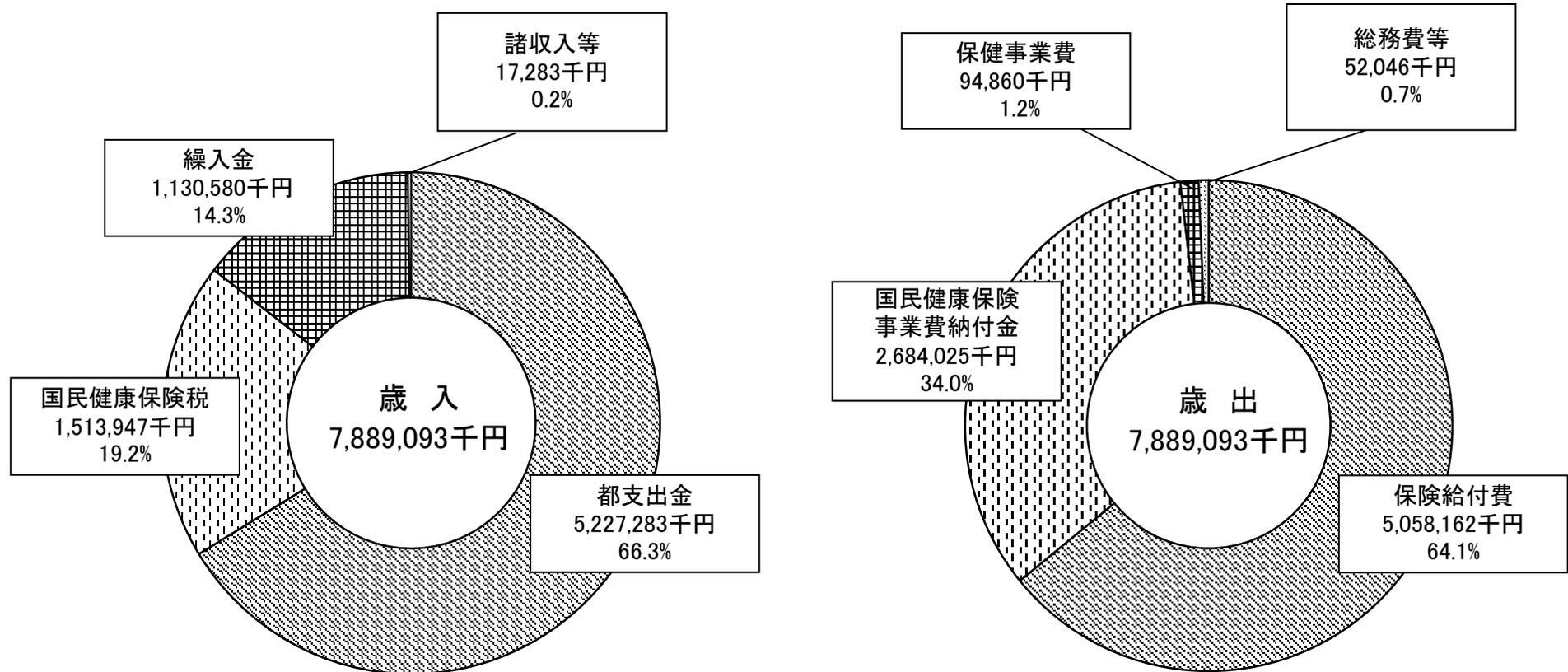
区 分	国民健康保険税		都支出金		繰入金		諸収入等		歳入合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	前年比
令和3年度 (当初予算)	1,520,037	20.3%	5,065,605	67.7%	878,915	11.8%	15,051	0.2%	7,479,608	△0.9%
令和4年度 (当初予算)	1,544,988	19.8%	5,287,170	67.7%	959,788	12.3%	15,008	0.2%	7,806,954	4.4%
令和5年度 (当初予算)	1,513,947	19.2%	5,227,283	66.3%	1,130,580	14.3%	17,283	0.2%	7,889,093	1.1%

[歳出]

(特に表示がないときは単位 千円)

区 分	保険給付費		国民健康保険 事業費納付金		保健事業費		総務費等		歳出合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	前年比
令和3年度 (当初予算)	4,891,086	65.4%	2,442,283	32.7%	97,198	1.3%	49,041	0.6%	7,479,608	△0.9%
令和4年度 (当初予算)	5,103,399	65.4%	2,560,729	32.8%	98,420	1.2%	44,406	0.6%	7,806,954	4.4%
令和5年度 (当初予算)	5,058,162	64.1%	2,684,025	34.0%	94,860	1.2%	52,046	0.7%	7,889,093	1.1%

## 令和5年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算の内訳



以下余白





## 議案概要説明書

議案番号	第12号	担当課	都市環境整備部区画整理課
件名	令和5年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算		

### 【概要】

令和5年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億9,275万4,000円で、前年度当初予算と比較して33.2%、額にして8億4,504万2,000円の増となっています。主な要因は、稲城榎戸地区に係る事業費の増によるものです。

### 【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

款等の区分		令和5年度	令和4年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	使用料及び手数料	24	21	3	14.3
	国庫支出金	898,110	622,187	275,923	44.3
	都支出金	640,324	548,126	92,198	16.8
	繰入金	1,777,484	1,370,316	407,168	29.7
	繰越金	500	500	0	0.0
	諸収入	76,312	6,562	69,750	1,062.9
	合計	3,392,754	2,547,712	845,042	33.2
歳出	総務費	94,768	95,255	△487	△0.5
	事業費	3,297,685	2,452,156	845,529	34.5
	（榎戸）	(1,496,590)	(432,875)	(1,063,715)	(245.7)
	（矢野口駅周辺）	(273,952)	(260,788)	(13,164)	(5.0)
	（稲城長沼駅周辺）	(248,569)	(804,558)	(△555,989)	(△69.1)
	（南多摩駅周辺）	(384,574)	(371,935)	(12,639)	(3.4)
	（南山東部）	(894,000)	(582,000)	(312,000)	(53.6)
	公債費	1	1	0	0.0
	予備費	300	300	0	0.0
合計	3,392,754	2,547,712	845,042	33.2	

## 東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算の推移

年 度	当初予算額(千円)	対前年度増減額(千円)	対前年度増減率(%)
平成6年度	482,880	—————	—————
平成7年度	655,629	172,749	35.8
平成8年度	911,884	256,255	39.1
平成9年度	710,892	△ 200,992	△ 22.0
平成10年度	666,468	△ 44,424	△ 6.2
平成11年度	964,739	298,271	44.8
平成12年度	1,656,039	691,300	71.7
平成13年度	2,781,195	1,125,156	67.9
平成14年度	4,159,766	1,378,571	49.6
平成15年度	3,445,217	△ 714,549	△ 17.2
平成16年度	3,409,171	△ 36,046	△ 1.0
平成17年度	2,846,664	△ 562,507	△ 16.5
平成18年度	3,147,238	300,574	10.6
平成19年度	2,384,870	△ 762,368	△ 24.2
平成20年度	2,546,518	161,648	6.8
平成21年度	2,199,087	△ 347,431	△ 13.6
平成22年度	2,164,465	△ 34,622	△ 1.6
平成23年度	2,900,445	735,980	34.0
平成24年度	2,725,107	△ 175,338	△ 6.0
平成25年度	2,301,159	△ 423,948	△ 15.6
平成26年度	2,547,116	245,957	10.7
平成27年度	2,412,759	△ 134,357	△ 5.3
平成28年度	1,966,118	△ 446,641	△ 18.5
平成29年度	1,826,623	△ 139,495	△ 7.1
平成30年度	1,321,036	△ 505,587	△ 27.7
平成31年度	1,284,973	△ 36,063	△ 2.7
令和2年度	1,433,452	148,479	11.6
令和3年度	2,577,508	1,144,056	79.8
令和4年度	2,547,712	△ 29,796	△ 1.2
令和5年度	3,392,754	845,042	33.2

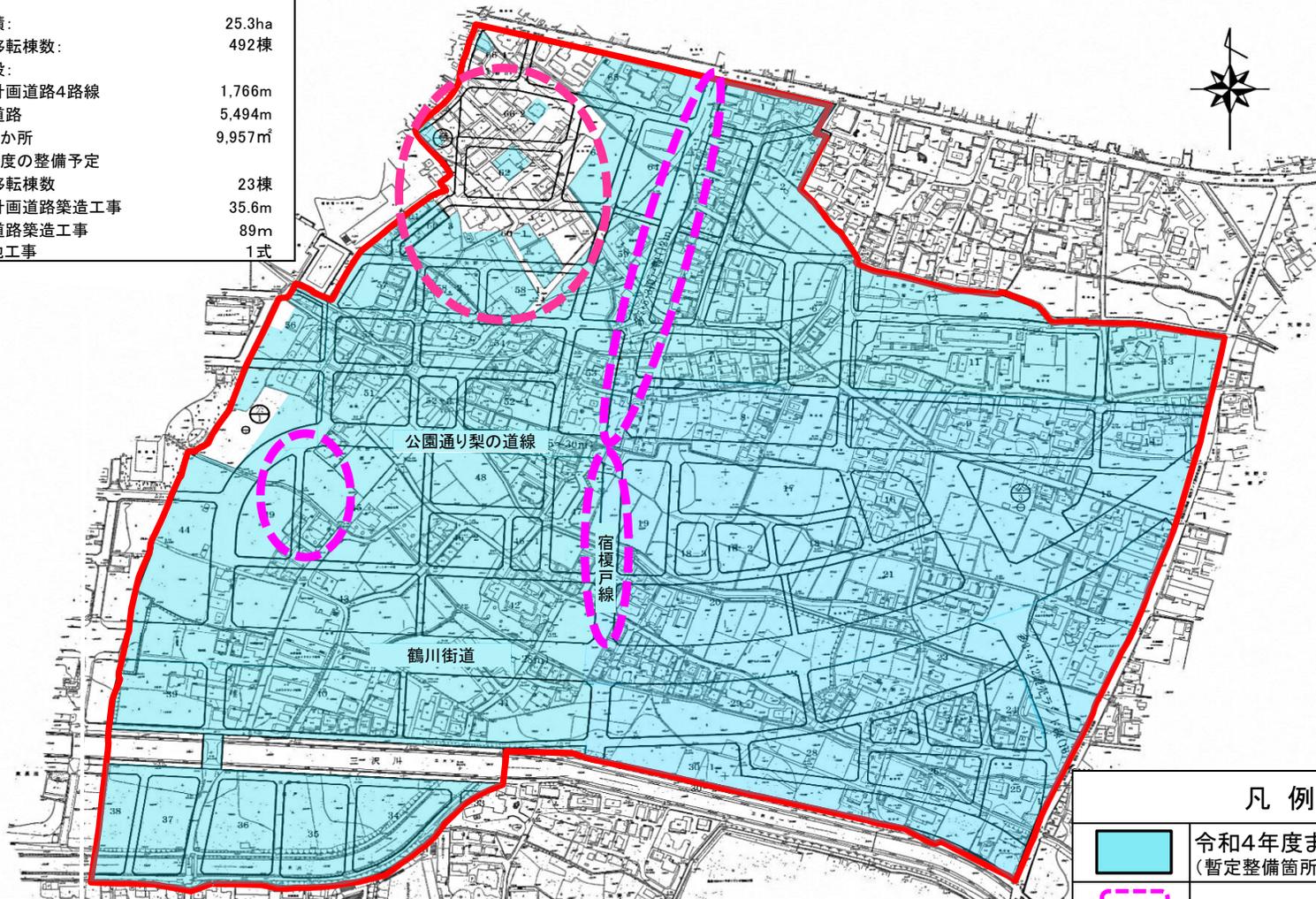
## 令和5年度事業内容

事業の名称	全体計画		主な事業内容	事業主体
	施行面積	事業認可公告		
稲城榎戸 土地区画整理事業	25.3ha	平成元年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物移転</li> <li>・都市計画道路築造工事</li> <li>・区画道路築造工事</li> <li>・仮換地指定</li> </ul>	市施行
稲城矢野口駅周辺 土地区画整理事業	16.8ha	平成5年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物移転</li> <li>・区画道路築造工事</li> <li>・仮換地指定</li> </ul>	市施行
稲城稲城長沼駅周辺 土地区画整理事業	10.6ha	平成5年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物移転</li> <li>・仮換地指定</li> </ul>	市施行
稲城南多摩駅周辺 土地区画整理事業	12.2ha	平成5年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物移転</li> <li>・区画道路及び水路築造工事</li> <li>・仮換地指定</li> </ul>	市施行
稲城南山東部 土地区画整理事業	87.5ha	平成18年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁、道路築造工事等</li> </ul>	組合施行

# 令和5年度事業計画【榎戸地区】

## 稲城榎戸土地区画整理事業概要

- ① 施行面積: 25.3ha
- ② 建物要移転棟数: 492棟
- ③ 公共施設:
  - ・都市計画道路4路線 1,766m
  - ・区画道路 5,494m
  - ・公園4か所 9,957㎡
- ④ 令和5年度の整備予定
  - ・建物移転棟数 23棟
  - ・都市計画道路築造工事 35.6m
  - ・区画道路築造工事 89m
  - ・その他工事 1式



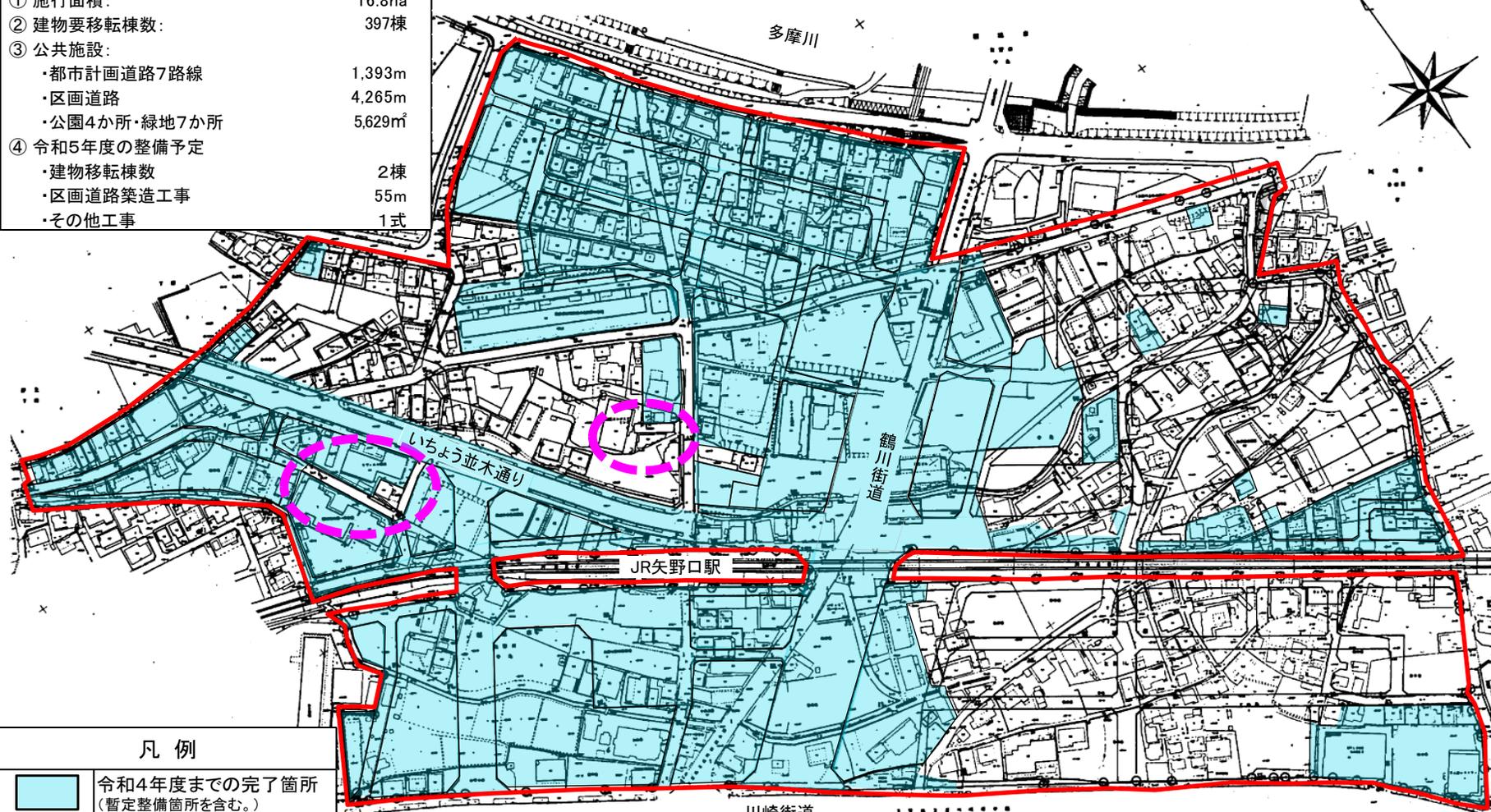
### 凡例

	令和4年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和5年度施行予定箇所
	事業区域

# 令和5年度事業計画【矢野口駅周辺地区】

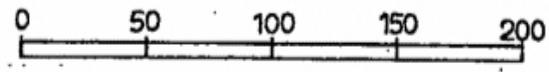
## 稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業概要

- ① 施行面積: 16.8ha
- ② 建物要移転棟数: 397棟
- ③ 公共施設:
  - ・都市計画道路7路線 1,393m
  - ・区画道路 4,265m
  - ・公園4か所・緑地7か所 5,629㎡
- ④ 令和5年度の整備予定
  - ・建物移転棟数 2棟
  - ・区画道路築造工事 55m
  - ・その他工事 1式

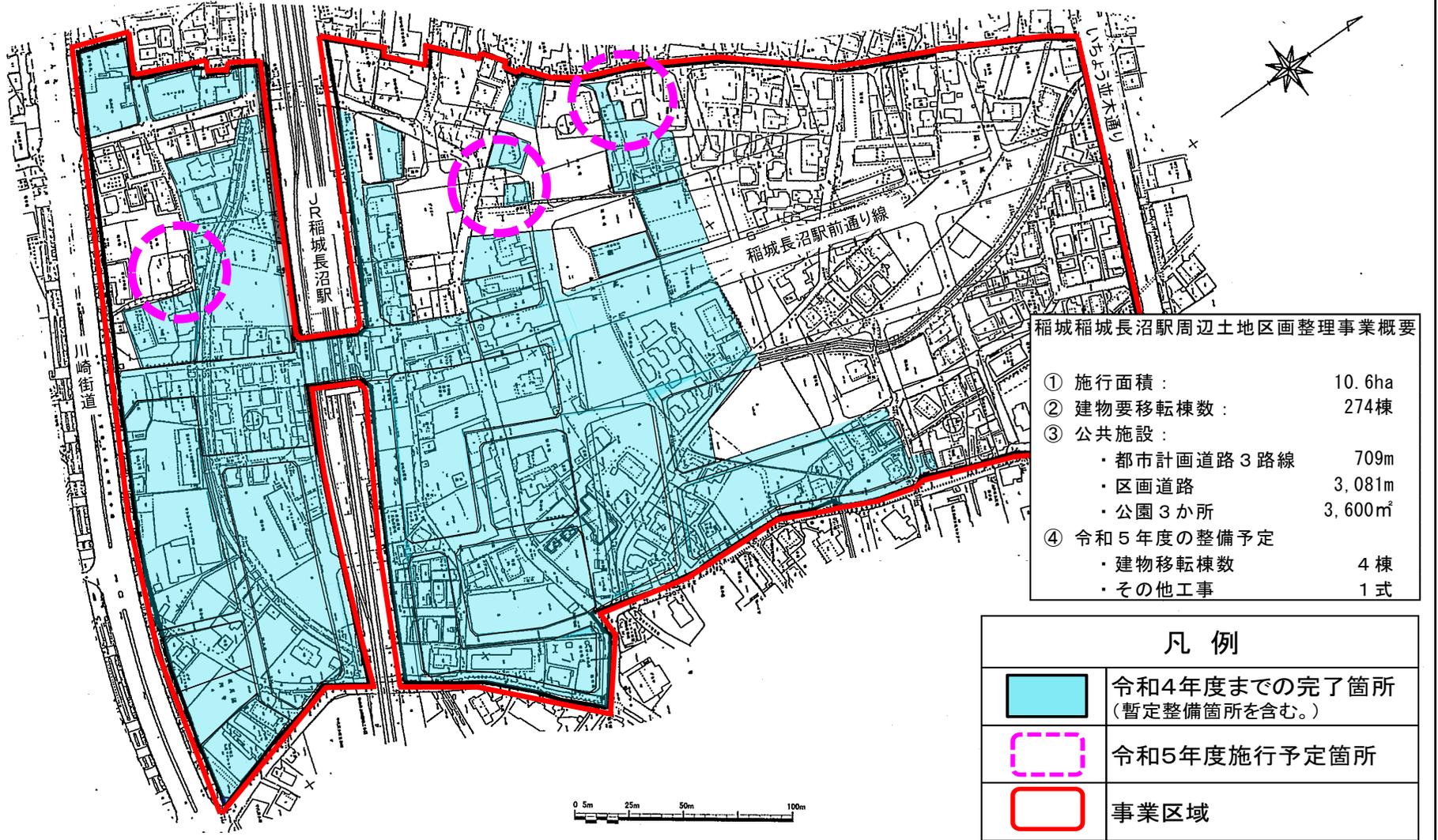


### 凡例

	令和4年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和5年度施行予定箇所
	事業区域



# 令和5年度事業計画【稲城長沼駅周辺地区】

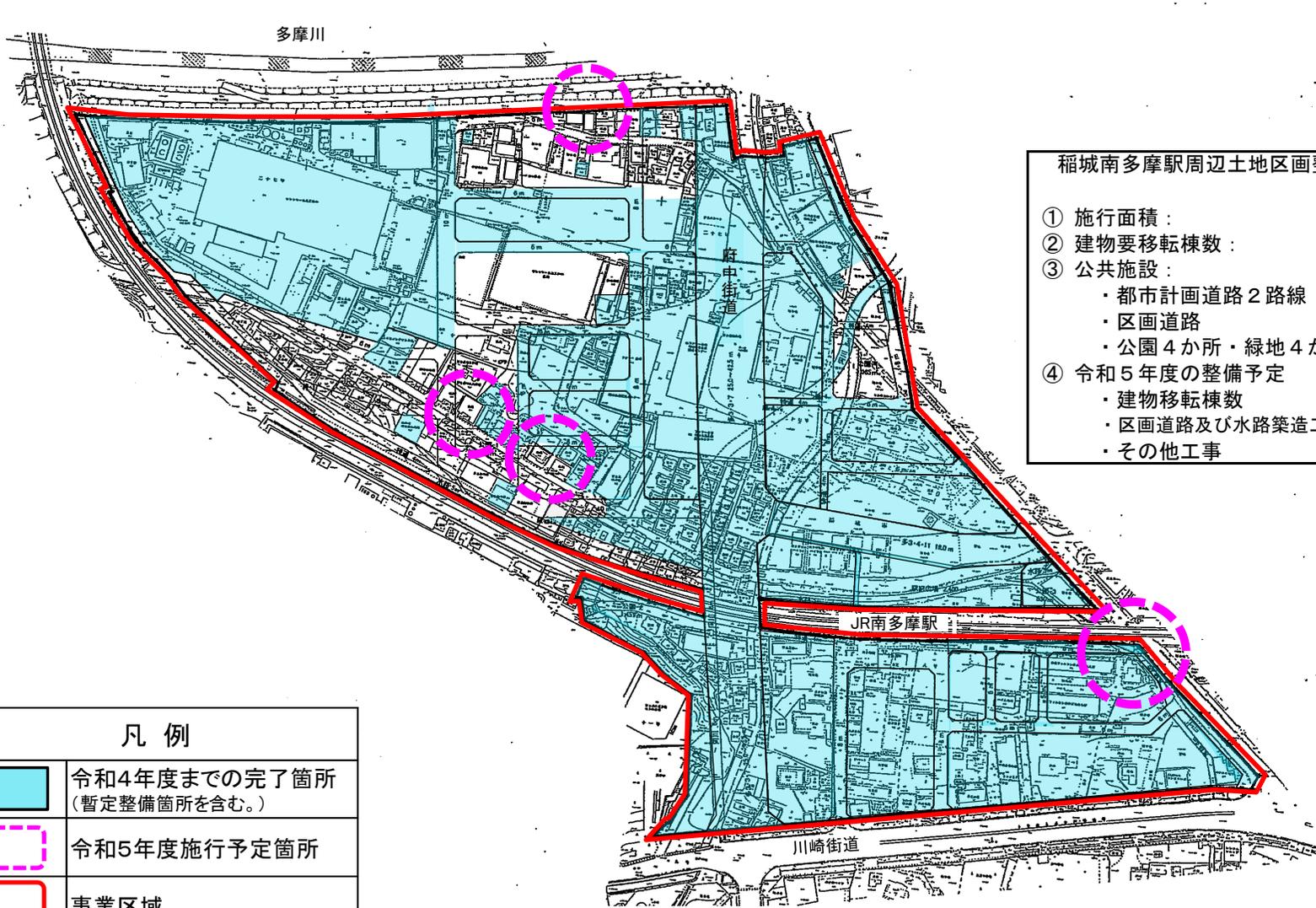


稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業概要

① 施行面積：	10.6ha
② 建物要移転棟数：	274棟
③ 公共施設：	
・都市計画道路3路線	709m
・区画道路	3,081m
・公園3か所	3,600㎡
④ 令和5年度の整備予定	
・建物移転棟数	4棟
・その他工事	1式

凡例	
	令和4年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和5年度施行予定箇所
	事業区域

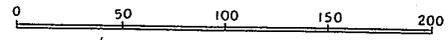
# 令和5年度事業計画【南多摩駅周辺地区】



稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業概要

① 施行面積：	12.2ha
② 建物要移転棟数：	239棟
③ 公共施設：	
・都市計画道路2路線	522m
・区画道路	2,384m
・公園4か所・緑地4か所	3,932㎡
④ 令和5年度の整備予定	
・建物移転棟数	3棟
・区画道路及び水路築造工事	1式
・その他工事	1式

凡例	
	令和4年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和5年度施行予定箇所
	事業区域



以下余白













## 議案概要説明書

議案番号	第13号	担当課	福祉部高齢福祉課
件名	令和5年度東京都稲城市介護保険特別会計予算		

### 【概要】

令和5年度東京都稲城市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億4,338万2,000円で、前年度当初予算と比較して5.1%、額にして2億8,506万円の増となっています。主な要因は、要支援・要介護認定者数の増加に伴う介護給付費等の増によるものです。

### 【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

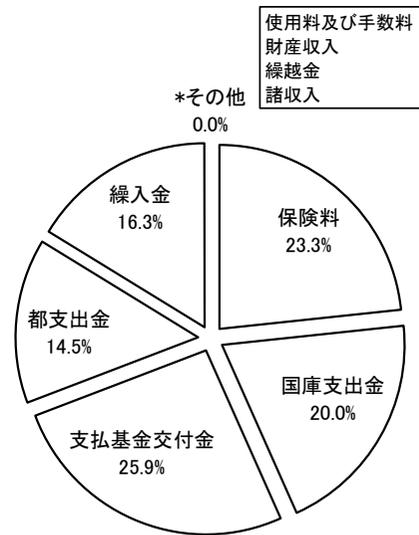
款等の区分		令和5年度	令和4年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	保険料	1,363,449	1,335,466	27,983	2.1
	使用料及び手数料	1	1	0	0.0
	国庫支出金	1,166,380	1,100,830	65,550	6.0
	支払基金交付金	1,515,428	1,439,253	76,175	5.3
	都支出金	845,864	802,968	42,896	5.3
	財産収入	296	648	△352	△54.3
	繰入金	950,751	878,000	72,751	8.3
	繰越金	1,000	1,000	0	0.0
	諸収入	213	156	57	36.5
	合計	5,843,382	5,558,322	285,060	5.1
歳出	総務費	72,382	69,945	2,437	3.5
	介護給付費	5,402,112	5,105,162	296,950	5.8
	地域支援事業費	363,317	376,519	△13,202	△3.5
	基金積立金	296	648	△352	△54.3
	公債費	1	1	0	0.0
	諸支出金	4,274	5,047	△773	△15.3
	予備費	1,000	1,000	0	0.0
	合計	5,843,382	5,558,322	285,060	5.1

# 令和5年度東京都稲城市介護保険特別会計予算構成

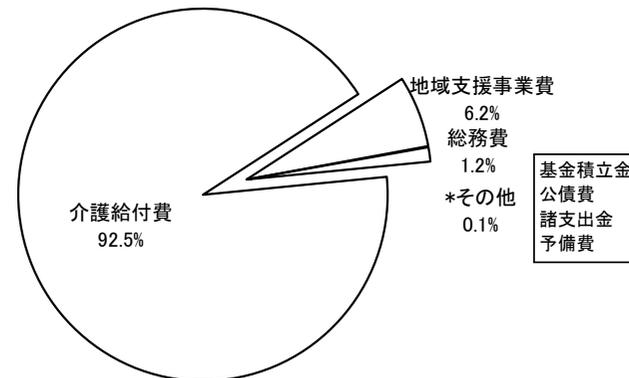
歳入		(単位 千円)
保険料	1,363,449	
* 使用料及び手数料	1	
国庫支出金	1,166,380	
支払基金交付金	1,515,428	
都支出金	845,864	
* 財産収入	296	
繰入金	950,751	
* 繰越金	1,000	
* 諸収入	213	
合 計	5,843,382	

歳出		(単位 千円)
総務費	72,382	
介護給付費	5,402,112	
地域支援事業費	363,317	
* 基金積立金	296	
* 公債費	1	
* 諸支出金	4,274	
* 予備費	1,000	
合 計	5,843,382	

《歳入構成比》



《歳出構成比》



(令和5年10月1日見込み)

- 人口 93,970人
  - 第1号被保険者数(65歳以上) 20,917人
  - 高齢化率(65歳以上の人口/人口) 22.3%

○ 保険料の設定

区 分		第1段階※	第2段階※	第3段階※	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
基準額 64,800円 (月額 5,400円)	保険料率	0.263	0.443	0.644	0.831	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.8	1.9	2.0
	年額	17,000円	28,700円	41,700円	53,800円	64,800円	77,700円	84,200円	97,200円	110,100円	116,600円	123,100円	129,600円
	月額	1,410円	2,390円	3,470円	4,480円	5,400円	6,470円	7,010円	8,100円	9,170円	9,710円	10,250円	10,800円
第1号被保険者数	20,917人	3,079人	1,587人	1,360人	2,488人	2,597人	2,483人	3,319人	1,776人	667人	474人	417人	670人

- 保険料額は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり、実際の徴収額とは異なる場合があります。
- 保険料の年額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。
- ※ 第1段階から第3段階までの年額及び月額は、公費による負担軽減後の金額です。

○ 要支援・要介護認定者数

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
要支援・要介護認定者	494人	562人	659人	531人	400人	395人	326人	3,367人

- 介護給付費の内訳 5,402,112千円
  - \* 居宅介護(予防)サービス費 2,433,866千円
  - \* 地域密着型(予防)サービス費 828,306千円
  - \* 施設介護サービス費 1,569,090千円
  - \* 福祉用具購入費(予防) 12,987千円
  - \* 住宅改修費(予防) 20,935千円
  - \* 居宅介護(予防)サービス計画費 266,710千円
  - \* 審査支払手数料 6,216千円
  - \* 高額介護(予防)サービス費 151,145千円
  - \* 高額医療合算介護(予防)サービス費 27,046千円
  - \* 特定入所者介護(予防)サービス費 85,811千円

以下余白





## 議案概要説明書

議案番号	第14号	担当課	市民部保険年金課		
件名	令和5年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算				
<b>【概要】</b>					
<p>令和5年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億1,508万円で、前年度当初予算と比較して8.3%、額にして1億6,157万5,000円の増となっています。主な要因は、被保険者数の増加に伴う後期高齢者医療保険料及び広域連合負担金の増によるものです。</p>					
<b>【歳入歳出の内訳】</b> <span style="float: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</span>					
款等の区分		令和5年度	令和4年度	比較増減額	増減率(%)
歳 入	後期高齢者医療保険料	1,147,192	1,031,018	116,174	11.3
	使用料及び手数料	1	1	0	0.0
	繰入金	892,181	849,293	42,888	5.0
	広域連合支出金	75,253	72,553	2,700	3.7
	繰越金	1	1	0	0.0
	諸収入	452	639	△187	△29.3
	合 計	2,115,080	1,953,505	161,575	8.3
歳 出	総務費	9,119	16,799	△7,680	△45.7
	分担金及び交付金	2,003,366	1,845,679	157,687	8.5
	保健事業費	75,129	64,457	10,672	16.6
	諸支出金	26,966	26,070	896	3.4
	予備費	500	500	0	0.0
	合 計	2,115,080	1,953,505	161,575	8.3

## 歳入歳出年度別当初予算比較表

[歳入]

(単位 千円)

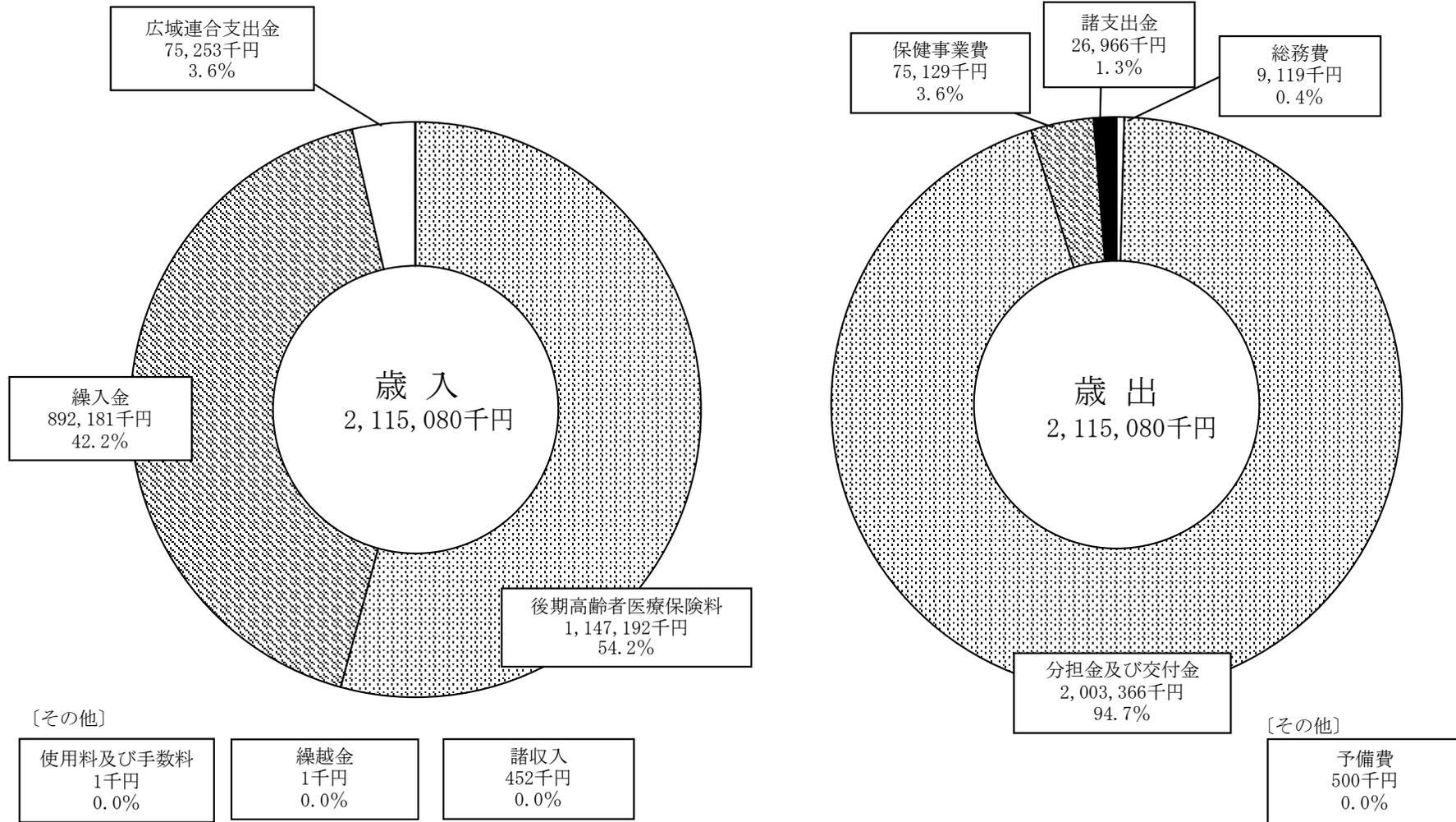
項目 年度	後期高齢者医療保険料		使用料及び手数料		繰入金		広域連合支出金		繰越金		諸収入		歳入合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	前年比
令和3年度	957,419	53.0%	1	0.0%	782,015	43.3%	66,989	3.7%	1	0.0%	833	0.0%	1,807,258	3.3%
令和4年度	1,031,018	52.8%	1	0.0%	849,293	43.5%	72,553	3.7%	1	0.0%	639	0.0%	1,953,505	8.1%
令和5年度	1,147,192	54.2%	1	0.0%	892,181	42.2%	75,253	3.6%	1	0.0%	452	0.0%	2,115,080	8.3%

[歳出]

(単位 千円)

項目 年度	総務費		分担金及び交付金		保健事業費		諸支出金		予備費		歳出合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	前年比
令和3年度	10,249	0.6%	1,710,466	94.6%	60,722	3.4%	25,321	1.4%	500	0.0%	1,807,258	3.3%
令和4年度	16,799	0.9%	1,845,679	94.5%	64,457	3.3%	26,070	1.3%	500	0.0%	1,953,505	8.1%
令和5年度	9,119	0.4%	2,003,366	94.7%	75,129	3.6%	26,966	1.3%	500	0.0%	2,115,080	8.3%

# 令和5年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算内訳



以下余白





## 議案概要説明書

議案番号	第15号	担当課	都市環境整備部下水道課
件名	令和5年度東京都稲城市下水道事業会計予算		

### 【概要】

令和5年度東京都稲城市下水道事業会計予算の収益的収入と資本的収入の合計は2,641,001千円、収益的支出と資本的支出の合計は2,957,021千円となっています。

### 【収益的収入及び支出の内訳】

(8頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和5年度	令和4年度	比較増減額	増減率(%)
<b>下水道事業収益</b>	2,107,032	2,083,306	23,726	1.1
営業収益	1,262,291	1,257,106	5,185	0.4
営業外収益	837,529	822,657	14,872	1.8
特別利益	7,212	3,543	3,669	103.6
<b>下水道事業費用</b>	1,972,979	1,922,490	50,489	2.6
営業費用	1,844,667	1,782,228	62,439	3.5
営業外費用	127,302	139,250	△ 11,948	△ 8.6
特別損失	10	12	△ 2	△ 16.7
予備費	1,000	1,000	0	0.0

### 【資本的収入及び支出の内訳】

(9頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和5年度	令和4年度	比較増減額	増減率(%)
<b>資本的収入</b>	533,969	457,951	76,018	16.6
企業債	332,700	166,400	166,300	99.9
他会計負担金	22,754	29,948	△ 7,194	△ 24.0
他会計補助金	21,633	20,060	1,573	7.8
国庫補助金	59,300	37,000	22,300	60.3
都補助金	2,965	1,850	1,115	60.3
負担金等	94,617	202,693	△ 108,076	△ 53.3
<b>資本的支出</b>	984,042	900,812	83,230	9.2
建設改良費	575,689	447,136	128,553	28.8
企業債償還金	408,353	453,676	△ 45,323	△ 10.0

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額450,073千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,912千円、過年度分損益勘定留保資金216,588千円及び当年度分損益勘定留保資金212,573千円で補填します。

## 議案概要説明書

議案番号	第16号	担当課	市立病院事務部経営企画課
件名	令和5年度東京都稲城市病院事業会計予算		

**【概要】**

令和5年度東京都稲城市病院事業会計予算の収益的収入と資本的収入の合計は8,653,763千円、収益的支出と資本的支出の合計は9,549,257千円となっています。

**【収益的収入及び支出の内訳】**

(7頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和5年度	令和4年度	比較増減額	増減率(%)
<b>病院事業収益</b>	8,253,307	7,978,957	274,350	3.4
医業収益	6,761,036	6,494,245	266,791	4.1
医業外収益	1,492,269	1,484,710	7,559	0.5
特別利益	2	2	0	0.0
<b>病院事業費用</b>	8,253,307	7,978,957	274,350	3.4
医業費用	8,141,563	7,858,740	282,823	3.6
医業外費用	106,142	114,615	△ 8,473	△ 7.4
特別損失	3,602	3,602	0	0.0
予備費	2,000	2,000	0	0.0

**【資本的収入及び支出の内訳】**

(8頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和5年度	令和4年度	比較増減額	増減率(%)
<b>資本的収入</b>	400,456	485,198	△ 84,742	△ 17.5
企業債	280,000	375,700	△ 95,700	△ 25.5
他会計負担金	30,000	30,000	0	0.0
奨学貸付返還金	1	1	0	0.0
都補助金	90,455	79,497	10,958	13.8
<b>資本的支出</b>	1,295,950	990,904	305,046	30.8
企業債償還金	601,091	586,981	14,110	2.4
建設改良費	691,859	400,923	290,936	72.6
奨学貸付金	3,000	3,000	0	0.0

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額895,494千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填します。

第17号議案

稲城市教育委員会教育長の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年2月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市教育委員会教育長 加藤 明 が令和4年7月31日付けで辞職したことに伴い、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、本案を提出する。

## 稲城市教育委員会教育長の任命について

次の者を稲城市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名	住所	生年月日
杉本 真紀子	国分寺市西元町三丁目5番32号	昭和39年1月31日

## 略 歴 書

- 1 氏 名 杉本 真紀子
- 1 住 所 国分寺市西元町三丁目 5 番32号
- 1 生年月日 昭和39年 1 月31日 (59歳)
- 1 学 歴 昭和61年 3 月 学習院大学文学部国文学科卒業  
令和 3 年 3 月 兵庫教育大学大学院学校教育研究科  
教育実践高度化専攻修了
- 1 職 歴 昭和61年 9 月 三宅村立三宅中学校教諭  
平成元年 4 月 世田谷区立砧南中学校教諭  
平成 3 年 4 月 国立市立国立第三中学校教諭  
平成14年 4 月 日野市立大坂上中学校教諭  
平成15年 4 月 日野市立大坂上中学校主幹教諭  
平成16年 4 月 千代田区教育委員会指導主事  
平成20年 4 月 八王子市立みなみ野中学校副校長  
平成22年 4 月 千代田区教育委員会統括指導主事  
平成24年 4 月 稲城市立稲城第四中学校校長  
平成26年 4 月 稲城市教育委員会教育指導担当部長  
(主任指導主事)  
平成29年 4 月 東久留米市立大門中学校校長  
令和 3 年 4 月～令和 4 年 9 月  
東京家政大学教職センター特任准教授
- 1 教育委員会委員歴  
平成30年10月～令和 4 年 9 月  
稲城市教育委員会委員

第18号議案

稲城市立南山小学校校舎及び稲城市南山小学校学童クラブ増築工事請負契約

上記の議案を提出する。

令和5年2月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市立南山小学校校舎及び稲城市南山小学校学童クラブ増築工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

## 稲城市立南山小学校校舎及び稲城市南山小学校学童クラブ増築工事請負契約

稲城市立南山小学校校舎及び稲城市南山小学校学童クラブ増築工事を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立南山小学校校舎及び稲城市南山小学校学童クラブ増築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 484,528,000円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都稲城市平尾一丁目50番地の20  
名称 大石建設株式会社  
代表者 代表取締役社長 大石 行伸

## 議案概要説明書

議案番号	第18号	担当課	総務部総務契約課、子ども福祉部児童青少年課、教育部教育総務課
件名	稲城市立南山小学校校舎及び稲城市南山小学校学童クラブ増築工事請負契約		
<b>【概要】</b> <p>本案は、稲城市立南山小学校校舎及び稲城市南山小学校学童クラブ増築工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p>			
<b>【工事概要】</b>			
1	工事場所	稲城市矢野口3635番地	
2	敷地面積	16,970㎡	
3	建築面積	約4,232㎡（既存部分約3,869㎡、小学校増築約204㎡、学童クラブ増築約159㎡）	
4	延べ面積	約8,361㎡（既存部分約7,505㎡、小学校増築約542㎡、学童クラブ増築約314㎡）	
5	工事内容		
	(1)	小学校校舎増築工事 普通教室6クラス （令和6年3月1日までに工事を完了）	
	(2)	学童クラブ増築工事 育成室2部屋、静養室、男女トイレ、キッチン等	
6	建物概要		
	(1)	構造 鉄筋コンクリート造	
	(2)	規模 小学校 地上3階建て 学童クラブ 地上2階建て	
7	工期	契約確定の日の翌日から令和6年6月28日まで	
<b>【入札経過】</b>			
1	公告日	令和5年1月10日	
2	案件公表	市ホームページ及び東京電子自治体共同運営電子調達サービスに掲載	
3	入札方法	一般競争入札	

4 主な入札参加条件

- (1) 稲城市内に本店を有すること。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける申請業種「07 建築工事」の令和5年1月期の格付けがB以上であること。
- (3) 官公署、公社、会社等の法人の発注する工事であって契約金額が1億円以上の工事のうち、平成28年1月10日から令和5年1月9日までに完了した工事の実績を有すること。

5 入札参加資格申請者 2者

6 入札参加資格者 2者

7 予定価格 4億8,452万8,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。事前公表済み。）

8 開札日 令和5年2月6日

9 入札回数 1回

10 落札者決定日 令和5年2月6日

11 落札者 所在地 東京都稲城市平尾一丁目50番地の20

名称 大石建設株式会社

代表者 代表取締役社長 大石 行伸

12 契約金額 4億8,452万8,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

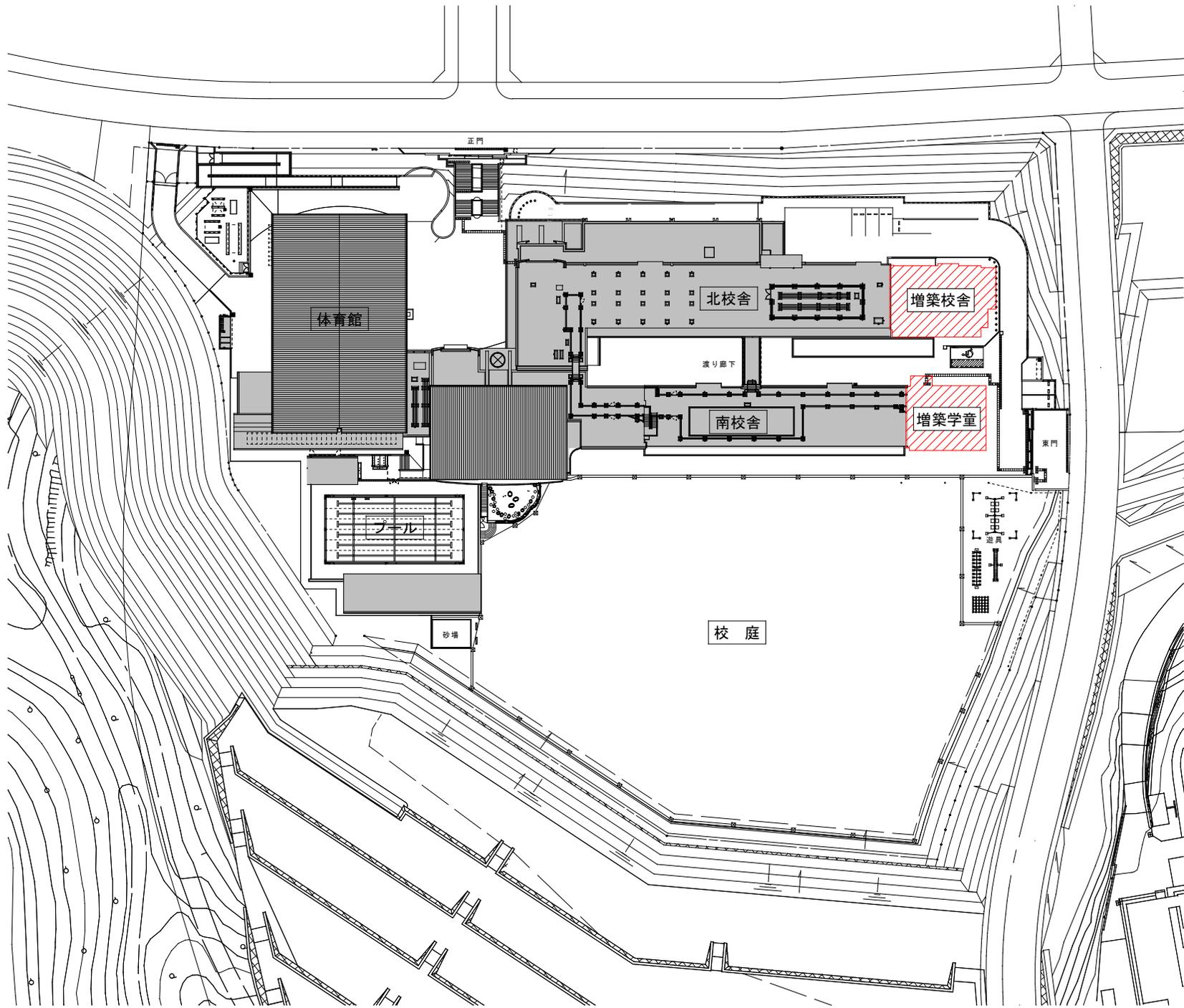
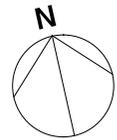
13 仮契約日 令和5年2月7日

## 入札経過調書及び入札結果

開札日 令和5年2月6日

入札場所 電子入札サービス

件名		稲城市立南山小学校校舎及び稲城市南山小学校学童クラブ増築工事	
No.	事業者名	第1回目入札	備考
1	大石建設株式会社	440,480,000円	落札
2	株式会社よみうりサポートアンドサービス	辞退	—
入 札 結 果	落札金額 440,480,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 契約金額 484,528,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 落札者 所在地 東京都稲城市平尾一丁目50番地の20 名称 大石建設株式会社 代表者 代表取締役社長 大石 行伸		
	工期	契約確定の日の翌日から令和6年6月28日まで	

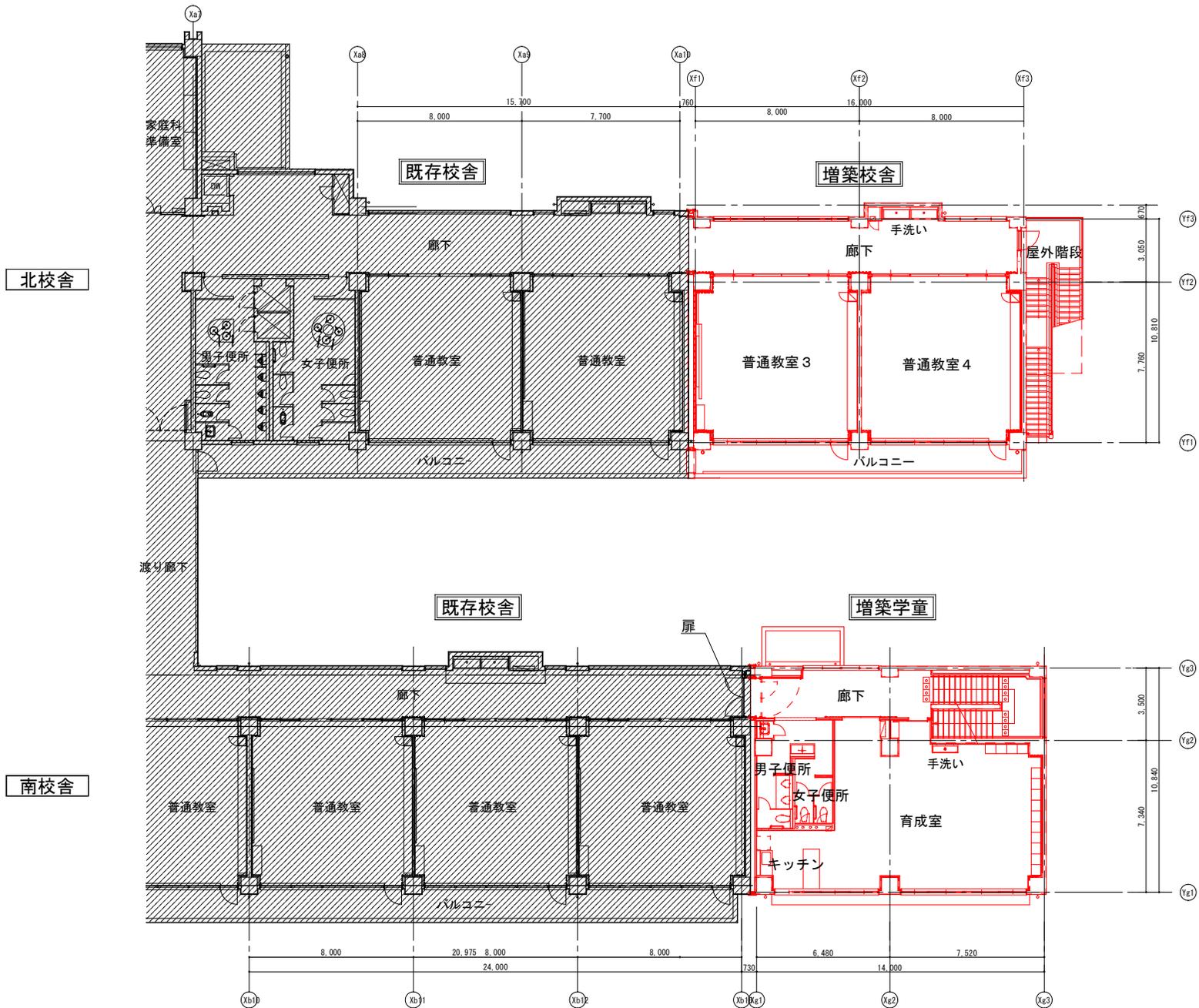


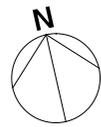
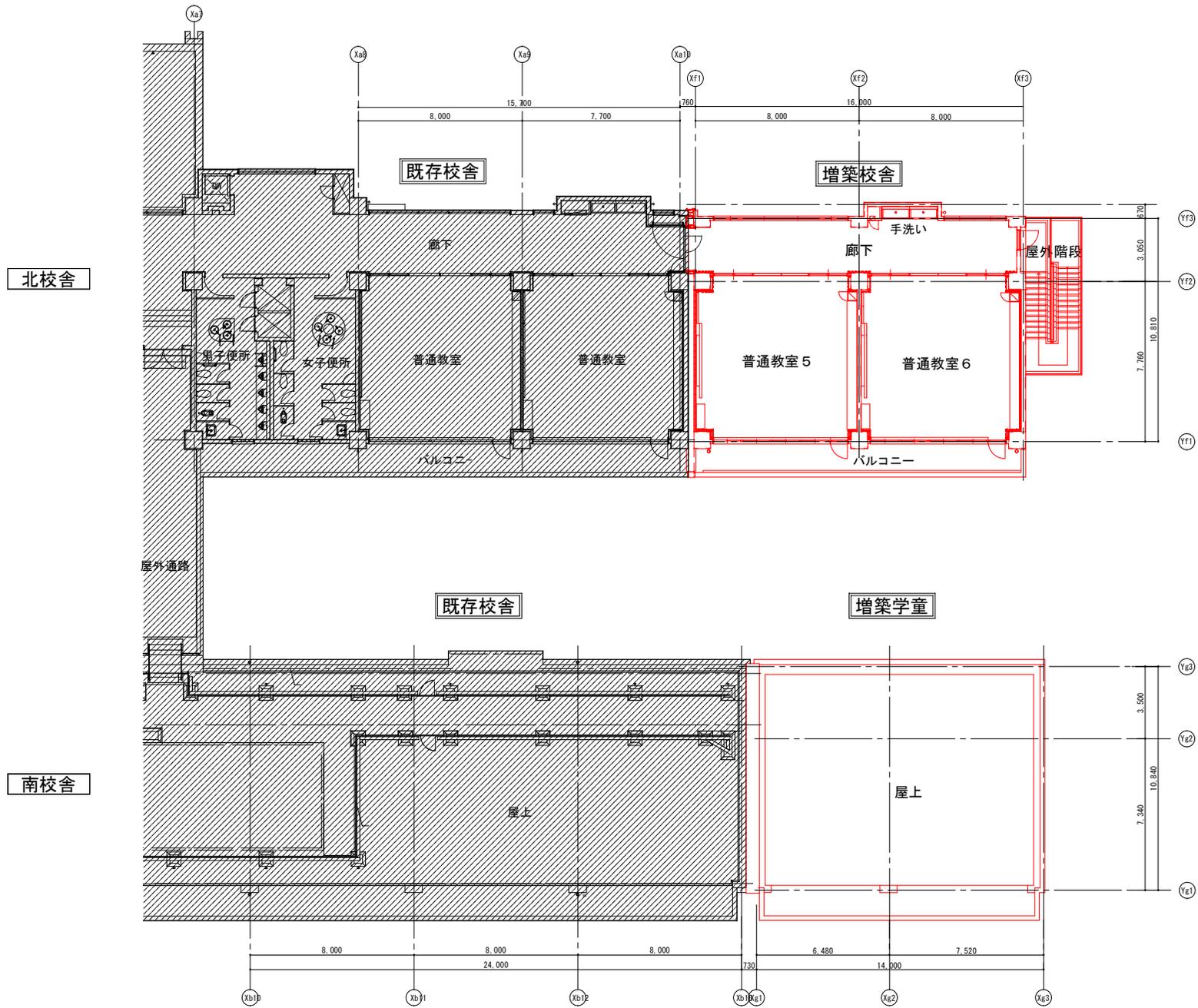
凡例

-  増築建物
-  既存建物

配置図







- 凡例
- 増築建物
  - 既存建物

3階平面図

## 第19号議案

損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年2月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

道路管理上の<sup>かし</sup>瑕疵により市道上で発生した自動車損傷事故に起因して生じた損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、本案を提出する。

## 損害賠償の額を定めることについて

道路管理上の瑕疵により市道上で発生した自動車損傷事故に起因して生じた損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償の相手方	損害賠償の額
稲城市在住の個人	1,046,612円

## 議案概要説明書

議案番号	第19号	担当課	都市建設部管理課
件名	損害賠償の額を定めることについて		
<p><b>【概要】</b></p> <p>本案は、道路管理上の<sup>かし</sup>瑕疵により市道上で発生した自動車損傷事故に起因して生じた損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p><b>【事故の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 発生日時 令和4年8月31日午前8時8分頃</li><li>○ 場所 市道291号線（稲城市押立1176番2地付近）</li><li>○ 被害者 稲城市在住の個人</li><li>○ 事故の状況 道路に設置されたグレーチング（溝蓋）上を被害者の自動車が通過していたところ、グレーチングが跳ね上がり車体下部を損傷する事故が発生しました。なお、人的被害はありませんでした。</li></ul> <p><b>【損害賠償の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 賠償内容 車両修繕費用及び代車費用</li><li>○ 賠償額 1,046,612円</li><li>○ 市の過失割合 10割</li></ul>			